

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	平成 25 年 6 月 25 日 (月)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 4 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、秋元副委員長、成田・小貫・鈴木・酒井・ 林下各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、総務部・教育部両参事、 会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、所属委員に変更がございますので、お知らせいたします。

上野委員にかわりまして酒井委員が新たに本委員会の所属となっておりますので、報告いたします。

次に、本日は人事異動後、初の委員会でございますので、部局ごとに異動した理事者の紹介をお願いいたします。

(理事者紹介)

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、成田委員、林下委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「平成24年度行政評価（試行）の実施結果等について」

○（総務）企画政策室薄井主幹

平成24年度に試行として実施いたしました行政評価について、最終的に評価を確定させ、その内容を取りまとめましたので報告いたします。資料1をごらんください。

1 ページ目、まず、「1 行政評価の目的」であります。二つ目の段落にありますように、行政評価をツールとして活用し、一つには、職員の業務に対する目的・成果・コスト意識の醸成を図ること、二つ目には、継続して業務の改善・改革を図るPDCAサイクルの確立により、持続可能な自治体経営につなげることを目的に実施いたしました。

次に、「2 平成24年度の評価内容」の「(1) 評価の対象」といたしましては、重点点検項目として設定した、事業費100万円を超える、おおむね10年以上の長期継続事業122事業と、財政健全化の観点から設定した特定見直し項目12事業、合わせて134事業を対象といたしました。

「(2) 評価の視点」といたしましては、事業の妥当性等、有効性、効率性の三つを視点といたしました。

「(3) 評価の実施方法」につきましては、各部局において、事業評価調書を作成することにより自己評価を行う一次評価と、庁内総合評価として評価結果を確定させる二次評価、これを実施いたしました。二次評価結果につきましては、25年度予算編成作業の参考資料として活用しましたが、引き続き検討を行うとした事業もありますので、それらの事業につきましては、今年度に進捗状況の確認と整理を行うということといたしました。

続いて、「(4) 公表について」であります。各事業の目的や必要性のほか、現状や課題に対する市民の皆さんの理解を深めていただけるよう、結果を公表することとしたものでございます。

次に、「3 平成25年度の取組」についてであります。今回の試行を踏まえ、改善を行いながら取組を継続し、段階的に評価の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、25年度につきましても試行として実施いたします。

2 ページ目をごらんいただきたいと思います。

「4 評価結果等について」では、今後の方向性の区分ごとに評価結果を報告いたします。

まず、「(1) 一次評価と二次評価結果について」であります。

評価対象事業の今後の方向性として、表の一番左側となりますが、「休廃止、終了」「民営化」「国・道実施」「縮小、市民協働」「要改善」「拡大」「現状維持」の区分により評価を行いました。なお、「現状維持」には、対象数や単価などの変動により、事業規模や事業費が増減しているものを含めております。

表の左側、一次評価の結果ですが、「休廃止、終了」が2事業、「縮小、市民協働」が1事業、「要改善」が16事業、「拡大」が16事業、「現状維持」が99事業となりました。表の右側、二次評価の結果としましては、「休廃止、終了」が1事業、「要改善」が35事業、「拡大」が6事業、「現状維持」が92事業となりました。

次の「(2)平成25年度予算等の状況について」でございますが、ただいま報告いたしました二次評価結果のうち、「現状維持」以外の「休廃止、終了」「要改善」「拡大」とした42事業について、25年度予算等への評価内容の反映状況を示したものでございまして、表の真ん中、「平成25年度予算等へ反映」としたものは15事業、表の右側、「検討を継続」とした事業は27事業となりました。

1枚めくっていただきまして、3ページ目をごらんください。

ただいま報告いたしました、二次評価が「現状維持」以外の事業について、評価結果と予算への反映状況別に区分し、具体的な事業名とその評価概要を掲載しております。上から、二次評価が「休廃止、終了」で「今後も検討を継続」とするもの、次の「要改善」35事業では、「平成25年度予算等へ反映」とした13事業、ページ中ほどにございます「今後も検討を継続」とするものとして22事業を掲載しております。

4ページ目でございますが、4ページ目には、「拡大」6事業のうち、「平成25年度予算等へ反映」としたものとして2事業、「今後も検討を継続」とするものとして4事業を掲載しております。

最後に、その下でございますが、二次評価が「現状維持」となった92事業を掲載しているものでございます。

なお、各事業における評価結果の詳細につきましては、資料2の平成24年度行政評価（事業評価）結果集計表にまとめております。

○委員長

「『第6次小樽市総合計画』中間点検と後期実施計画の策定について」

○（総務）企画政策室薄井主幹

「第6次小樽市総合計画」中間点検と後期実施計画の策定について報告いたします。

平成21年度から30年度を計画期間とする第6次小樽市総合計画は、「歴史と文化が息づく 健康、にぎわい、協働のまち」を将来都市像とし、その実現に向けた市政の運営方法を示すものとして、21年に基本計画を策定いたしました。基本計画に掲げる諸施策の推進を図るため、21年度から25年度を計画期間とする前期実施計画を策定し、その積極的な推進に努めてきたところでございますが、今年度は前期実施計画の最終年度となることから、大きく変化する社会経済情勢や昨年6月の人口13万人割れ、停滞する市内経済情勢、厳しい本市財政状況などを踏まえながら、333の前期実施計画事業を中心に、計画の実施状況や課題、成果等を点検する中間点検を実施し、25年第4回定例会において報告する予定でございます。

また、中間点検を踏まえながら、26年度から30年度までの5か年の施策や事業を明らかにする後期実施計画を策定いたします。25年第4回定例会において計画の素案を、26年第1回定例会において後期実施計画を報告いたしましたと考えております。

○委員長

「小樽市自治基本条例（原案の概要）について」

○（総務）企画政策室佐藤主幹

小樽市自治基本条例（原案の概要）を作成いたしましたので、その内容につきまして報告いたします。

昨年10月に、小樽市自治基本条例策定委員会から「小樽市自治基本条例に関する提言書」が提出され、このたび、その提言内容を基に自治基本条例の原案を作成いたしましたので、その概要を説明いたします。

資料1にございますとおり、小樽市自治基本条例は、市民参加と協働によるまちづくりを進めるために、その基本的なルールを明らかにしたものです。条例制定の必要性和目的といたしましては、地方の担う役割と責務が大きくなる中で、人口減少や少子高齢化など本市が抱える課題を解決していくためには、市民、議会、市が互いの役割や責務を理解し合い、そして協力してまちづくりに取り組むことが重要であり、その基本的なルールを明らかにした自治基本条例の制定が必要と考え、現在その取組を進めているところです。

条例原案の概要といたしましては、まず原案作成に当たりまして、小樽市自治基本条例策定委員会からの提言書

を最大限生かしていること、あわせて条例の組立てについて述べております。

次ページ以降につきましては、条例の構成図とこれまでの経過を示させていただきました。

また、資料 2 の小樽市自治基本条例（原案の概要）につきましては、前文、総則といった項目に沿って、条例に盛り込むべき具体的な内容を表しております。

なお、この原案の概要につきましては、6 月 10 日からパブリックコメントを実施しております。期間は 7 月 10 日までの 1 か月間となっており、そこでいただいた御意見を踏まえ、整理した後、本年第 3 回定例会にて条例案を上程させていただきたいと考えております。

○委員長

「おたる移住・交流推進事業研究会からの『小樽への移住・交流を促進する活動報告書』について」

○（総務）企画政策室安部主幹

ただいま御紹介いただきました報告書につきまして報告申し上げます。

おたる移住・交流推進事業研究会から、平成 20 年 7 月の設立から 5 年間にわたる活動の内容とその検証、今後の移住推進の方向性について、本市の今後の移住・交流施策の推進に向けて参考とするよう、小樽への移住・交流を促進する活動報告書が去る 5 月 21 日に市長へ手交されました。

今後は、本市といたしましても、報告書に示された検証内容や移住推進の方向性を参考にしながら、引き続き本市の移住促進事業に取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長

「小樽市土地開発公社の解散について」

○（財政）契約管財課長

小樽市土地開発公社の解散について報告いたします。資料をごらんください。

土地開発公社は、昭和 48 年 5 月に、小樽市 100 パーセントの出資により設立され、これまで、土地を先行取得することにより、公共事業の推進にその役割を果たしてまいりました。土地開発公社の資産は、基本財産として 500 万円、現金預金で 3,764 万 9,023 円、保有している土地は、裏面に記載しておりますが、7 か所でございます。また、市から 6 億 3,939 万 1,507 円の借入金がございます。

公社を解散する理由としまして、長引く景気低迷により、土地価格の継続的な下落傾向が続く状況で、土地の先行取得のメリットがなくなってきたこと、また、本市の財政状況も厳しく、そういう状況が続く中、新しい事業展開も見込まれないことによりますが、その結果としまして、資料に記載のとおり、土地の保有期間が全て 10 年以上と長期化しております。長期化した土地の保有は、当初の土地利用の必要性がなくなったり、簿価と実勢価格との乖離が増大するという問題を抱えることとなりました。市としましては、これまで土地開発公社の存続について検討を進めてきたところではありますが、長期間保有している土地の整理や財政負担の軽減のために、第三セクター等改革推進債を利用し、土地開発公社を解散する方針を決定し、解散の準備を進めることとなりました。解散に伴い、公社の土地や現金については、市の借入金の返済に充当する予定であります。

スケジュールにつきましては、平成 25 年第 3 回定例会において、公社解散議案、三セク債許可申請議案、公社解散に伴う一般会計補正予算、債権放棄議案の提案をさせていただき、年度内に解散の予定でございます。

○委員長

「小樽市土地開発基金の廃止について」

○（財政）財政課長

小樽市土地開発基金の廃止について報告いたします。資料をごらんください。

初めに、土地開発基金の概要についてであります。この基金は、昭和 44 年 2 月の自治省財政局長通知で、「用地の先行取得を行うために基金及び特別会計の制度を活用することとし、必要な財源の一部を地方交付税で措置す

る」ということが示されたことを受けて、本市では44年度に用地の先行取得を行い、事業の円滑な執行を図るため、基金及び特別会計を設置したところであります。

平成24年度末の基金の残高は6億5,502万1,885円で、内訳は、現金が6,005万8,619円、一般会計への貸付金が5億1,000万円、土地が8,496万3,266円となっております。土地の内訳につきましては裏面の記載のとおりとなっております。

基金を廃止する理由についてであります。土地開発公社同様、土地の高騰が続いていた時代には迅速な用地の先行取得が求められておりましたが、近年の地価の継続的な下落傾向の中で、用地を先行取得する意義が薄れてきているとともに、現時点で基金を活用して用地の先行取得を行わなければならないような緊急性、必要性の高い公共事業が見込まれない状況にあることから、土地開発基金については廃止し、基金所有の財産については一般会計に帰属させるものです。

なお、土地開発基金が廃止となった後の用地取得についてであります。用地取得が必要な事業を行う際には、当該事業を予算化し、対応してまいりたいと考えております。

また、土地開発基金の保有財産の取扱いについてであります。土地については基金の財産から一般会計の財産へと帰属の変更を行い、貸付金については一般会計がその全額を繰上償還することとし、償還後にそのほかの現金と合わせて一般会計へ繰り入れたいと考えております。

なお、土地開発基金廃止の条例案、一般会計から土地開発基金への繰上償還、基金から一般会計への繰入れの補正予算につきましては、第3回定例会に提案を予定しております。

○委員長

「小樽市学校給食センターの進捗状況について」

○（教育）学校給食課長

小樽市学校給食センターの進捗状況について報告いたします。

平成24年7月3日の着工から順調に工事が進んでおり、本体設備工事は25年6月28日に、外構工事は7月5日に、それぞれ工事の完了を予定しております。教育委員会への引渡しは7月23日を予定しており、7月29日には開所式を開催する予定であります。議員の皆様には改めて案内いたしたいと考えております。

なお、既に御案内のとおり、建築工事はほぼ完成し、内部の設備もほぼ設置が完了いたしましたので、7月2日に見学会を実施いたしますので、多くの議員の皆様にごらんいただきたいと思います。

また、調理等委託業者についてであります。5月21日にプロポーザルによるプレゼンテーション、ヒアリングを行い、選定委員会において株式会社東洋食品を選定し、6月20日に契約締結し、業者のトライアルを8月1日から実施することとなっております。給食提供につきましては、2学期が始まる8月21日からの予定であり、準備に万全を期してまいります。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について、順次、説明願います。

「議案第5号について」

○（消防）予防課長

議案第5号小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

本条例案は、本年3月27日に公布され、平成26年4月1日に施行される消防法施行令等の一部改正に伴い、同令等の一部を引用しております条項の改正等所要の改正を行うとともに、条例第48条第1項において規定しております避難器具の設置基準について、政令における基準と同様に、11階以上の階についても設置対象部分から除外するものであります。

なお、避難器具の設置基準及び既に施行済みの法令に係る改正規定については公布の日から、それ以外の改正規

定については26年4月1日から施行するものであります。

○委員長

「議案第6号について」

○（総務）企画政策室山本主幹

議案第6号公有水面埋立地の用途変更について説明いたします。

まず、資料1をごらんください。

下段の位置図で示している申請箇所は、北海道電力がLNG火力発電所の平成30年度稼働を予定している建設計画地であり、現在、北電により環境影響評価の処理が行われております。当該計画地は、北海道開発局が公有水面埋立法に基づく承認を受け、埋立てを行っておりますが、発電所建設計画に伴い、本年3月に石狩湾新港港湾計画の土地利用計画が変更されたところであり、今回の埋立地の用途変更は、この港湾計画変更との整合性を図るため行うものであります。

今回の用途変更手続の経過といたしましては、本年3月4日に、北海道開発局から免許権者である石狩湾新港管理組合に用途変更承認申請書が提出され、3月11日から3週間の縦覧が行われた後、4月11日付けで、管理組合から地元市長である小樽市長に対し、公有水面埋立法に基づく意見照会があったものでございます。

用途変更の概要といたしましては、資料1の中ほどの表にありますように、ふ頭用地が約8.0ヘクタールから約8.2ヘクタールに、保管施設用地が約6.4ヘクタールから約3.6ヘクタールに、緑地が約28.3ヘクタールから約2.8ヘクタールに、発電所用地が新たに約28.1ヘクタールへと変更されます。

また、変更となる箇所図は、資料2のとおりでございます。

市といたしましては、この用途変更は発電所建設計画に伴う港湾計画の変更に沿ったものであることから、異議がない旨回答したいと考えております。この回答に当たり意見を述べるには、公有水面埋立法の規定により議会の議決が必要とされていることから、今回の議案を提出したところでございます。

○委員長

「議案第7号及び第9号について」

○（教育）総務管理課長

議案第7号及び第9号、工事請負契約について、一括して説明申し上げます。

議案第7号につきましては、桜小学校の校舎及び屋内運動場の改修工事に係る工事請負契約を阿部・三栄共同企業体と締結するものであります。工事の内容は、耐震補強のほか、屋上防水、外壁及び内部改修であり、契約金額は1億6,380万円、完工予定は平成26年3月20日であります。

次に、議案第9号につきましては、手宮地区統合小学校の校舎新築工事に係る工事請負契約を、近藤・阿部・小杉共同企業体と締結するものであります。契約金額は7億3,710万円、完工予定は26年8月29日であります。

○委員長

「議案第8号について」

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第8号小樽市非核港湾条例案について、提案趣旨説明を行います。本会議で詳しく説明していますので、簡単に提案いたします。

原爆が投下された68年前、一発の原爆によって多くの命が奪われました。二度とそのような惨劇を繰り返してはならないと思います。核兵器を持つ国が増えても、使用を許してこなかったことは、これまでの国際的世論の高まりが背景にあります。核密約の下で、核兵器を積んだ艦船の立ち寄りについては、事前協議の対象ではありません。ですから、核のない世界への世論を喚起する上でも、核兵器を積んでいないと証明できない船は入港を断る非核港湾条例の制定を求めるものです。

委員の皆さんの御賛同をお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○小貫委員

◎平和事業について

最初に、平和事業についてです。実は第 1 回定例会で質問しようと思っていたら、プールの問題で熱中してしましまして質問できなかった問題なのですけれども、昨年度購入した新しい原爆パネルの活用について、どのように活用したのか伺います。

○（総務）総務課長

昨年、日本原水爆被害者団体協議会から、「ヒロシマ・ナガサキ 原爆と人間」という原爆ポスターを購入しております。これは昨年 8 月 9 日から 15 日の間、本庁舎の渡り廊下において開催いたしました原爆ポスター展の中で掲示させていただいております。

○小貫委員

いつも夏に、長崎屋で同じように、先ほど課長はポスター展と言っていましたが、表現は何でもいいですけれども、原爆パネル展示のときに、新しい原爆パネルを使用しなかったということなのですが、これについて何か理由があったのでしょうか。

○（総務）総務課長

昨年買ったばかりで新品ということがございまして、紛失しては困ることがございました。それで、長崎屋に管理者が不在ということになるものですから、長崎屋には旧来からある原爆パネルを展示したということになっております。

○小貫委員

人がいないからということなのですけれども、たしか同じ理由で、以前、平和市長会議の署名用紙も長崎屋で置くことはできないということを聞いていましたが、仮に長崎屋でやる場合に、人件費をかけて人を配置した場合、幾らぐらいかかるのでしょうか。

○（総務）総務課長

正規職員を向こうに常時置くということは難しいものと考えますので、仮に人を配置するとなると、臨時職員ということになるというふうに思っております。臨時職員ですと、あそこの公共プラザの開いている時間が 9 時から 22 時までということで 13 時間あるものですから、勤務時間等を考慮しますと、1 日につき 2 人配置しなければならないということになるというふうに思います。そうしますと単価に 2 人、それに期間が 6 日間ということになりますので、おおむね 8 万円弱の人件費が必要になるというふうに考えております。

○小貫委員

せっかく新しいパネルですから、今年は人を配置してほしいと思うのですけれども、これについては検討できないのでしょうか。

○（総務）総務課長

昨年は新品ということで渡り廊下に設置したのですけれども、2 回目ということで、そのまま掲示しようと思っていますので、人は配置することなく掲示させていただきたいと思っております。

○小貫委員

今、長崎屋と本庁舎の渡り廊下ということなのですが、さらに会場を広げるという予定はないのでしょうか。

○（総務）総務課長

この原爆パネル展、ポスター展をやる期間というのは、やはり 8 月上旬という期間に一定程度限られるというふうに思っております。その中で今、2 か所でやっているのですが、さらにもう一か所を増やすということになりますと、その設置の作業等を含めて考えますと、なかなか難しいのではないかと考えております。

○小貫委員

小樽市が加盟している平和市長会議が新たな原爆ポスターをつくったというのがインターネットに載っていたのですが、この原爆ポスターについて説明してください。

○（総務）総務課長

平和市長会議の原爆ポスターでございますけれども、一昨年の 2011 年、加盟都市が 5,000 を突破したことを記念しまして平和市長会議が作成した原爆被害の実相等に関するポスターでございます、全部で 19 枚で構成されているものでございます。

○小貫委員

インターネットを見ますと、全国で張り出そうということがアピールされていますけれども、平和市長会議の原爆ポスター展を、今やっているものとあわせて、やはり全国に呼応して張り出してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○（総務）総務課長

先ほど申し上げましたとおり、昨年購入しましたポスターを長崎屋に掲示する予定でございまして、今年につきましては、その平和市長会議のポスターを渡り廊下に掲示させていただく予定でございまして、やらせていただきたいと思っております。

○小貫委員

それでは、平和事業と教育の問題にかかわってお尋ねしますが、このように原爆ポスターや原爆パネルなど、小樽市には原爆の被害を伝える具材が幾つかあるわけなのですが、小・中学校などで展示して授業で見ってもらうなど、教育現場で活用することは考えられないでしょうか。

○（教育）指導室主幹

原爆パネルの学校での活用についてでございますが、そのパネル自体の内容が教材として適切であるかどうかを調べ、子供たちの発達段階に応じて取捨選択をしなければならないというふうに考えてございまして、社会科や総合的な学習の時間での活用について、今後、学校とも相談しながら検討してまいりたいと考えております。

○小貫委員

関連してなのですが、小樽の場合、1945 年 7 月 15 日に空襲があったわけです。この終戦から 1 か月前に起きた小樽空襲について、小学校の中での学習の現状、それと、学習する機会を拡大することについてはいかがでしょうか。

○（教育）指導室主幹

小樽空襲についての学習の状況についてでございますが、小樽の歴史について子供たちにしっかりと教えることは大切なことと考えております。小樽空襲については、社会科の副読本、わたしたちの小樽でも、戦争があったころの暮らしについての記載があり、小学校中学年で学習されております。また、退職教員を指導者として招き、戦時中の生活の様子や小樽での空襲の様子について、総合的な学習の時間を活用して学習を深めている学校もございます。今後とも、それぞれの学校において、小樽の歴史に関する学習の充実が図られるよう指導してまいりたい

と考えております。

○小貫委員

この平和事業については、予算との関係もあって、なかなか広げていくのに厳しい面もあるのですが、できる限り私もこうやって取り上げて、引き続き皆さんと一緒に広げていきたいと思っております。

◎議案第 9 号について

次に、議案第 9 号について質問いたします。

手宮地区の統合校の問題ですけれども、代表質問でも川畑議員から質問がありました。グラウンドがもう少し広くならないかという問題なのですけれども、こういった広くしてほしいという思いについては、教育委員会にも届いていると思っております。それで、手宮小学校上の末広公園で、平地として今、活用できる部分はどのぐらいあるのでしょうか。

○（教育）総務管理課長

末広公園の部分でございますけれども、敷地全体が約 1 万 2,000 平方メートルありますが、平地として活用できる部分は約 2 割の 2,000 平方メートルとなっております。

○小貫委員

そこで、この公園は、公園として機能を保持したまま、一部をきれいにして整地して、平地面積を増やしていくことは可能なのでしょうか。

○（教育）総務管理課長

建設部公園緑地課に話を聞いてまいりました。2,000 平方メートル以上に平地を造成することは、傾斜の関係から難しいということではありましたが、この平地として活用できる 2,000 平方メートルの部分につきましては、全体を整地することも可能であるというふう聞いております。

○小貫委員

そこで、公園としてこうやって残しておいて、桜小学校のように、できる限り平地の部分を広げて、主に小学校が利用するようなサブグラウンド的に整備していくということは考えられないのでしょうか。

○（教育）総務管理課長

桜小学校につきましてはグラウンドが 900 平方メートルしかないために、公園をグラウンドとして利用しております。事情が違いますので、手宮地区統合小学校が占用して利用するという事は難しいですが、公園の敷地に記念植樹を行うことを、実は今、公園緑地課はもちろん、学校や P T A、地域の方とも相談しながら検討している最中でございます。

○小貫委員

整地していく必要性はあると思っておりますし、大変眺めのいい公園でして、あそこで子供たちが遊んでいけば、子供たちの教育のためにも大変いいのではないかと思います。

それで、いずれにしても、地域住民や P T A に説明し、合意が不可欠だと思います。今後の状況について、住民の意見も聞いていくことは必要だと考えるのですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○（教育）総務管理課長

小貫委員から御質問いただきましたので、小学校が新しくなるのに合わせて、末広公園の整備を進めてもらうように、改めて建設部をお願いしたいと考えております。

また、末広公園を学校で記念植樹をする場所として活用し、子供たちが遊んだり、自然観察や写生などができる小学校の裏庭的な場所になるように、建設部とも連携して進めていきたいと考えております。この考え方につきましては、今後、統合協議会の場などでお知らせをしまして、意見も伺いたいと考えております。

○小貫委員

◎地方交付税について

続いて、地方交付税の問題について伺います。

今年度は地方公務員の給与削減を強いる地方交付税削減が全国で約8,500億円、そして、それに見合う分として、全国防災事業費、緊急防災・減災事業費、地域の元気づくり事業費としての財政措置が行われます。第1回定例会で代表質問をしたとき、全国防災事業費や緊急防災・減災事業費の活用については予定がないという答弁でした。小樽市でも防災のための事業費というのは幾つか計上されているのですけれども、活用の予定がないとした理由と、今後の活用についてはどのように考えているのか御説明願います。

○（財政）財政課長

今回の国の地方公務員給与の削減に伴う地方交付税の削減に対応する措置として設けられているうちの一つであります全国防災事業費と緊急防災・減災事業費についてでありますけれども、どちらも建設事業を行った際の地方負担分に対する起債で措置していただけるというものでございまして、全国防災事業費については国の直轄事業や補助事業に対するもので、それについては、本市については、今回は該当がないものでございます。また、緊急防災・減災事業費につきましては、防災の拠点となる施設の建設や、災害に迅速に対応するための情報網の構築などの単独事業を対象としておりまして、防災の事業であれば何でも対象になるというものではございません。

それで、今年度予算で対象となる事業を申し上げますと、消防救急無線デジタル化事業が該当になるところでございます。しかし、この起債に対する財政措置というのは、充当率が100パーセントで交付税措置が70パーセントということで、過疎債と同様の条件であることから、第1回定例会では、市長から活用予定がない旨の答弁をしたところでございます。つまり、過疎債を予定しているという趣旨の答弁でございました。ただ、過疎債にしる、緊急防災・減災事業債にしる、どちらも全国の枠がございまして、状況によっては過疎債ではなく、緊急防災・減災事業債で対応するということも考えられるところでございます。どちらの起債を活用するにしても、交付税の措置のある有利な起債で対応していくという基本的な考え方には変わりはありません。

○小貫委員

そして、そのとき、地域の元気づくり事業費についても算定の数値が示されていないということだったのですけれども、改めて地域の元気づくり事業費の内容について御説明願います。

○（財政）財政課長

地方公務員給与削減に伴う措置といたしまして、先ほどの防災等の事業への起債のほかに、地方財政計画の歳出におきまして、地域の元気づくり事業費というものが、特別枠として3,000億円計上されているところがございます。そのうち市町村分は1,050億円程度で、算定に当たっては、地方公共団体のこれまでの人件費の削減努力を反映して、普通交付税で措置するという内容となっております。具体的にはラスパイレス指数とこれまでの職員の削減数などを用いて算定されることになっております。

○小貫委員

まだ算定できないということですよ。

○（財政）財政課長

いろいろな係数を用いて算定することになっておりまして、その中でまだ示されていないものがございまして、現時点で示すことはできません。

○小貫委員

それで、後々、交付税措置がされてくるということなのですから、仮に予算の枠を超えて交付税措置がされた場合ですが、市としてこの分については新しい事業を考えていくつもりなのか、現時点での見込みを示していただきたいと思っております。

○（財政）財政課長

来月の地方交付税算定の段階で交付税が予算と比べてどうなるかというのは、現時点ではまだわかりませんので、仮にという形で話をさせていただきますけれども、仮に増収となった場合には、何といたっても、当初予算の編成で、この地方公務員給与の削減を踏まえた上で、交付税を削減して予算を組まざるを得なかったものですから、約12億円の財源不足が生じて、財政調整基金からの取崩しで、何とか収支均衡予算を編成したところでございます。本来、地方交付税の削減がなければ、財源不足もこれほど多額にはなっておりませんでしたので、増収になった場合は、まずは財源不足の縮減、つまり、財政調整基金の取崩し額を縮減する必要があるというふうに考えております。そうすることで財政調整基金の残高の確保を図りまして、例えば、今後の除雪費など新たな財政需要に対応していくための財源、さらには新年度予算を編成していくための財源に活用していきたいと考えております。

○小貫委員

中身、今後どうしていったほうがいいのかという問題については、額がはっきりしていないので、改めて取り上げたいとは思いますが、そうは言わず、できる限りこの市民要望に応じられるように、要望だけはしておきたいと思えます。

◎新・市民プール建設について

次に、新・市民プールの建設について伺います。

昨日の予算特別委員会では、健康づくりの面からプール建設の必要性について質問しました。小樽市にとっても、市民の健康を維持するための施策は、やはりさまざまなバリエーションを持って必要になっていると思えます。総合計画との関係では、市営室内水泳プールの必要性について、市長は代表質問の答弁においても、取り組まなければならない事業の一つと認識していると答えています。現時点で私たちの意見と市長部局に大分ずれはありますけれども、時期は別にして、公認の市営室内水泳プールを建設していくということによろしいのかどうか、確認いたします。

○（教育）生涯スポーツ課長

公認の市営室内水泳プールは建設していくということについてであります。教育委員会といたしましては、前回も答弁いたしておりますが、現時点で総合計画の後期実施計画に向け、検討を行っているところであります。

○小貫委員

いや、だから、その時期はともかくとして、今、検討しているのは、従来の質問の繰り返しなのですから、公認の市営室内水泳プール、総合計画上は新・市民プールと言っていますが、その建設を狙っているということではないのですよねという確認です。

○（教育）生涯スポーツ課長

今、委員がおっしゃったことも含め、今後の総合計画後期実施計画の中で検討を行っていききたいと思います。

○小貫委員

この間の議会議論の中では、他都市の状況を見ると、建設費が約10億円かかるということがありました。市長部局としては、この金額の妥当性についてはどのように考えているのかお示してください。

○（財政）財政課長

建設費10億円の話でございますけれども、あくまでも他都市の状況での数字というふうに認識しておりまして、本市が建設するに当たって積算した金額ではございませんので、この数字が妥当なものかどうかを含めて、お答えすることはできないというふうに考えております。

○小貫委員

妥当なものかどうかがお答えできないというのは、内容がそれに見合うどういう施設なのかが明らかになっていないからなのか、そもそも10億円ということに信用がないからなのか、いろいろな理由があると思うのですが、そ

の辺を詳しくお聞かせください。

○（財政）財政課長

あくまでも、今の10億円というのは数字ありきの話でございまして、やはりそういうものを積算するに当たっては、今、委員がおっしゃったとおり、どういう場所でどういう施設をどのぐらいの規模でつくるのかというのがあった上で積算されて、10億円が高い、低いと、市民にとってどうなのかという話になってくると思いますので、その辺がない段階でこの数字をもって妥当かと言われても、それについては残念ながらお答えできないということでございます。

○小貫委員

あと、前回の総務常任委員会では、ランニングコストの問題もあって今回見送るというような答弁があったと記憶していますが、教育委員会はこの間ランニングコストを含めて調査してきていますが、新・市民プールについては、ランニングコストはどのぐらいと見込んでいるのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

ランニングコストの見込みについての御質問ですが、昨年度、教育委員会といたしましては、緑小学校、最上小学校の統合校の複合施設としての提案をさせていただいたときに、単独施設、学校複合型施設のランニングコストについて紹介させていただいたと思います。他市の単独施設の例としては、登別市の25メートル、7コースでは約8,000万円のランニングコストがかかっている、美唄市の25メートル、6コースのプールでは約6,000万円のランニングコストがかかっている、また、学校複合型の施設としては、現状の高島小学校温水プールのランニングコストが約3,000万円と紹介させていただいたと思います。このランニングコストも含めまして、今後の総合計画後期実施計画に向け、検討を行っていきたいと考えているところでございます。

○小貫委員

そのランニングコストが財政サイドで高いと考えているかどうかという質問をすると、恐らく内容が決まっていなないので何とも答えられないという答弁になるのかなと思うのですが、どうお思いでしょうか。

○（財政）財政課長

お見込みのとおりでございますが、今、生涯スポーツ課長から答弁したとおり、他市では約8,000万円かかるものもあれば、本市では高島小学校温水プールで約3,000万円と、約5,000万円の開きがあるところでございまして、結局これもやはり、先ほど言ったように、算出の根拠となるものが何なのかというのが見えてきませんので、委員がおっしゃったとおり、今、私ども財政サイドとしては、これが妥当なのかという部分については、答弁することはできないものでございます。

○小貫委員

それで、どういう費用対効果が得られるのかが確かにわからない限り、何とも言えないという部分はあるのでしょうか。逆にもこの程度だったらいいのではないかという数字というか、そういう試算はあるのでしょうか。

○（財政）財政課長

繰り返しになって大変申しわけないのですが、施設を建設する場合はランニングコストから逆算するというわけではございませんので、やはり建設する施設の規模や、その部分で見合ったランニングはどうだということになってくると思いますので、現段階で単純にランニングコストだけの金額をもって幾らならば運営できるという判断はできませんし、そういう観点での試算は、財政部ではしておりません。

○小貫委員

だからこそ基本設計と実施設計を早くつくるのが大切ではないかと思っているのです。それで、財政部か総務部にお聞きしますが、基本設計、実施設計をやはり今年度中に、総合計画前期実施計画のとおりやるとすると、そのために今ハードルとなっているのは、この間の答弁でも大体見えてきましたが、何なのでしょう。整理

して聞かせてください。

○（総務）企画政策室薄井主幹

今、いろいろと話がございましたけれども、やはり財政的な部分で、構造的な部分もございますが、毎年度の予算編成の中で、何らかの財源対策を行わなければ収支均衡予算が編成できないという状況にございますので、そういった限られた財源の中で、選択と集中といった観点の中で判断していかなければならないということがございますので、ハードルとしてはやはりそのあたりの財政的な部分が大きいものではないかと考えております。

○小貫委員

わかりました、わかりたくないですけれども。健康づくりの面でも、やはり福祉部、教育部、総務部、財政部というところで、新・市民プールをつくっていくという協議をさらに強めていくという必要があると思うのです。その辺についてはいかがでしょうか。

○総務部長

先ほど来、答弁させていただいておりますけれども、後期実施計画の中で新・市民プールをどう位置づけていくかということこれから議論していかなければなりませんので、当然その際には関係部の御意見なども伺っていかなければならないというふうに考えているので、そういった場を利用しながら、各部の御意見などを伺っていきたいと考えております。

○小貫委員

一番不安なのは、第 1 回定例会のときにそうでしたけれども、教育委員会がせっかく提案しても、それはだめでしたと、また一から考え直しですということは何度も繰り返すのではなく、やはり一緒になって考えて、このぐらいただったら市長部局としてはオーケーだというのを、教育委員会が練り上げる段階からもっと一緒になっていかないと、教育委員会が提案して、まただめです、だめですとやっていたら、どんどん遅れていく、それこそ徒労になると思うので、そういうことをぜひ検討して行ってほしいと思います。どうでしょうか。

○総務部長

御答弁としては繰り返さざるを得ないのですけれども、御意見としては伺っておきたいと思っておりますので、そういった趣旨を踏まえながら、庁内での議論を深めてまいりたいと考えているところでございます。

○小貫委員

◎自治基本条例（原案の概要）について

次に、自治基本条例の原案の概要について報告がございました。この 5 に「市民」というところがあります。「市民の責務」と書いてあるのですけれども、地方自治法第 10 条第 2 項は「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」としてありますが、これとの整合性についてはどういった議論が交わされてきたのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

まず、市民の責務ということで議論があった部分について答弁いたします。

小樽市自治基本条例策定委員会の中では、前段として、まちづくりを推進するためには、市民みずからまちづくりに参加するということがまず不可欠だということで話がございました。まちづくりというのは決して他人事ではなく、自分自身のことと考えて、まちづくりを進めていくべきではないかというのが、策定委員会の中での議論があった部分です。

その責務の中で、今、委員がおっしゃった地方自治法第 10 条との整合性の部分なのですけれども、この条例の中で、市民の定義というのを先に定めております。その市民の定義というのが、市内に住所を有する者のほか、通勤、通学される方、こういった方を幅広く定義しております。おっしゃっていましたが地方自治法第 10 条の部分なのですけれども、こちらでは権利と義務という部分で「住民」という言い回しになっているかと思えます。簡単に言うと、

住所を有する方ということになるかと思えます。ここで言う住民の権利、義務について、市民と住民で定義が広くなっていますので、その部分での違いがあるだろうと思っております。ですから、対象となる権利に制限がありますので、それに見合う分任というのですか、それが市民全体にかかってくるのではなく、外から来ている方というのは分任する義務が生じませんので、そういった差は出てくるだろうと思っております。

○小貫委員

関連してなのですが、9に「魅力あるまちづくり」、10に「安全で安心なまちづくり」というところに、「魅力あるまちづくり」の中では「市民は、小樽市の自然、歴史、文化等への理解を深めるとともに、訪れる人たちを温かく迎えるよう努めます」と書いてありまして、10では、「市民は、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるとともに、日常的に災害に備える意識を高め」うんぬんと書いてあるわけなのですが、私はこれを読んで、まちづくりに対して市民に努力義務を強いているのではないかと見えたのですけれども、これについてはどのような話があったのか聞かせてください。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

今、話がありました「魅力あるまちづくり」の部分なのですが、ここで位置づけております市民の役割は、一つ目が小樽の自然や歴史、文化等の理解を深めること、二つ目としましては訪れる人たちを温かく迎えることということで、位置づけを行っております。策定委員会の中でも、この議論は、小樽市自治基本条例に関する提言書でも出されてありまして、当然、観光都市として市があり続けていくためには、その役割といった部分が必要なのではないかとということで位置づけられております。

それから、「安全で安心なまちづくり」の部分なのですが、ここで位置づけられている役割といたしましては、安全で安心なまちづくりの推進、二つ目が災害に備える意識、対策、三つ目といたしまして互いに協力して地域防災を図るといったことが位置づけられております。この項については、実は策定委員会からの提言というのはございません。災害の対応として、市が考えた部分でプラスさせていただいております。災害対応の考え方ということで自助・共助・公助という観点がございます、大きな災害が発生しましたら、国や市が何とかしてくれるのではないかと期待もあるかとは思っておりますけれども、こういった公助の部分には限界がございます。ですから、災害対策においては、みずからの命を自分の手で守るというのをまず一つ役割として、ここでは位置づけを行ったところでございます。

○小貫委員

私は市民に責務を求めるのではなく、例えば5に戻りますけれども、「自らの発言及び行動に責任を持ち」と書いてありますが、そうではなく、行政は市民が逆にみずからの発言に責任を持つことができるように環境整備を進める、要は市民一人一人ではなく、行政が何かを行うことによって、ここに掲げていることを市民が行えるようにしていくということであって、市民が、という表現に私は大変違和感を覚えますし、適切ではないと考えています。それは意見として言っておきたいと思えます。

◎行政評価について

最後に、行政評価についてですが、これも意見だけ述べさせていただきます。

ふれあいパスと就学援助について、要改善というか、変えるような動きが検討されているように載っていました。これら市民生活を守ることに対しては、やはり削らないで拡大する方向でやって、今の市民の暮らしを応援していくということが行政の果たしていくべき役割ではないかという意見だけ述べさせていただきます、終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○酒井委員

総務常任委員会に移ってきました酒井です。よろしくお願いいたします。

◎音読カードについて

初めに、音読カードについて、何点か確認と質問をさせていただきます。

昨年度から、音読カードということでスタートしております。学力向上は音読からということで、音読カードを配付して進めてきたわけなのですが、まず、昨年度の取組状況と、それによってどのような成果があったのか、それとどれぐらいの児童・生徒が活用しているのか、その辺の状況などがわかれば聞かせていただきたいと思っております。

○（教育）指導室主幹

音読に関する昨年度の取組、それから予定も含む今年度の状況という部分でございますけれども、まず昨年度の状況といたしまして、全校児童・生徒が毎日音読に取り組んだ学校は市内で15校ございます。また、一部の児童・生徒が毎日取り組んでいる学校は20校となっております。

次に、音読カードの活用についてでございますが、全校児童・生徒がほぼ毎日活用している学校が8校、一部の児童・生徒が活用している学校が30校となっております。

続いて、予定も含む今年度の活用についてということでは、全校児童・生徒が毎日音読に取り組む学校が19校、それから一部の児童・生徒が毎日取り組む学校が17校となっております。音読カードの活用については、全校児童・生徒がほぼ毎日活用する学校が14校、一部の児童・生徒が活用する学校が24校となっております。

昨年度からの状況としましては、音読を全校的な取組として実施を始めた学校が増えてきております。特に昨年度全く実施しなかったある中学校では、今年度は音読カードを活用した家庭学習や、朝の読書と関連づけた読書カードの活用を全校的な取組として実施するという報告も受けている、そういう状況でございます。

○酒井委員

何かしらのきっかけというか、音読、本を読むという習慣がこの音読カードを通してまずは定着しつつあるということかなと思います。

昨年度、1年間やって、その成果などについて何かありましたら、御紹介願いたいと思っております。

○（教育）指導室主幹

音読カードを配付することによって、今まで各学級ばらばらに家庭学習で取り組まれていた活動が、学校全体の組織的な活動になったということが、一番の成果ではないかと思っております。それから、国語の学習等においては、本をすらすら読めるということから授業がスタートしますので、学習の深まり、また読解力、そういうものの向上については成果が見られつつあるというふうに感じています。

○酒井委員

この音読カードを始めるときに、まず本を読むこと、それが国語力向上につながる、それから算数の例えば応用問題などもちゃんと理解できるようになって、学力の向上につながるということでスタートしました。今聞いていますと、この音読カードを通して、そういう学力の向上が実現しつつあるのかなと感じております。

その一方で、今年度、2年目に入りまして、カードを配っていただいて、その取組状況というか、私が相談を受けた件なのですが、配付するとき、例えばある教員は、必ずやってきてくださいと、提出してくださいというふうに児童・生徒に配る、それから、もう一つの例としましては、やってきたら出してください、それと、もう一つあるのですけれども、これはやってもやらなくてもいいのですというふうに配っている状況もあるようです。これは、児童・生徒からしてみると、やはりやってもやらなくてもいいという話をされますと、やらないということになるのです。取り組んでいる学校も多いようなのですが、その一方でそのように配られてしまうと、せっかく全市でというか、小樽市を挙げて学力向上に向けて取り組んでいる運動が台なしになってしまうのではないかと思います。その辺の状況について何か把握していることがあれば聞かせていただきたいのと、今後の取組などについて

も、何かあれば御紹介願いたいと思います。

○（教育）指導室主幹

今の委員の御質問でもありましたように、やはり学校によって、又は教員の意識の違いというのは現実的にあるというふうには思っているところがございます。しかしながら、音読については、やはり読解力や表現力の基盤をつくる大切な学習であるということを、まずは学校訪問、それから校長会等で、私たちは継続して指導・助言してまいりたいと思っています。

それから、2年目となりましたので、研修会等において、昨年度取り組んで成果を上げている学校の取組状況に関連して交流するなどして、一般の教員にも音読のよさ、音読の大切さを浸透させてまいりたいと考えております。

さらには、10月下旬に音読の発表会、音読カップの開催も予定しております。そうした取組を通して音読が全学的な取組となるよう、今後も粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

○酒井委員

まず、今年度、2年目としまして、これはずっと続けていくとは思っていますが、ここが分かれ道なのかなと思います。ここで、例えば先ほど話もありました校長会といったところにしっかりと伝えて、各学校の教員に落とし込んでいく、これが今年度できるかどうかによって、この音読が次年度へつながっていくのか、それが学力向上につながっていくとは思っていますが、ここをしっかりとやっていただかないと、せっかく配っても、伝え方によって児童・生徒がやる気になるのかならないのか、それとチェックするという意味ではなく、やはりやった成果を教員に提出して認めてもらうということが児童・生徒の意欲の向上にもつながると思いますし、音読を通して、とにかく学力向上を今年度しっかりとまずやっていただきたいと思います。それが次年度につながっていくと思いますので、よろしく願いいたします。

◎フェイスブックの活用について

もう一つ、フェイスブックの活用について質問させていただきます。

小樽市でもフェイスブックを活用してさまざまな情報を発信しているのですが、まず、このフェイスブックを続けてきて、どのようなことを中心としてというか、ホームページとの兼ね合いもありますので、ツールとしてどのように活用されてきたのか、御説明をお願いします。

○（総務）広報広聴課長

フェイスブックにつきましては、ホームページの情報を補完するというで始めたものでございますが、基本的に、市の情報発信につきましては、ホームページ並びに広報誌を柱に行っているものでございます。ただ、情報発信は、少しでも多くのチャンネルがあるほうが、対象者により多く接する機会が増えるということで、ラジオ放送をはじめテレビなどもこれまで活用してきたわけなのですが、その一つとして、最近、皆さんが広く御利用されている SNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの一つとしてフェイスブックを活用するというで行いました。

それで、効果というか、これまで1年半ぐらいになりますけれども、状況ですが、例えばホームページは、直近1週間のアクセス数を見ましたら、訪問者が、ホームページへアクセスされている方が4万9,000人ぐらいです。閲覧しているページの件数は19万件ぐらいになります。それに対して、フェイスブックにつきましては、この1週間で7,500人ぐらいの方がごらんになっているのではないかと思います。これは、把握の仕方もいろいろとありまして、一概にホームページとフェイスブックを比較できるわけではないのですが、それにしましても一定の方がごらんになっています。特にフェイスブックの場合は、ホームページもそうですけれども、大変広く、日本中の方が見られているということで、そういう意味では市の、市民向けの行政情報もそうなのですが、シティセールスといえますか、小樽市を売り込んでいくというツールとしても非常に魅力のあるものだと思っております。

○酒井委員

ホームページとフェイスブック、ツイッターなど、情報のチャンネルは多ければ多いほどいいと思うところではあるのですが、そのツールの使い方によって伝わり方も違いますし、フェイスブックに関しては成田委員や秋元委員のほうが私より詳しいとは思いますが、フェイスブックは「いいね！」というのを押していただかないとなかなか広がっていかないという部分もあると思います。小樽市の大きなイベントを告知するという部分では、外に発信するという部分で今までもやってきたとは思いますが、例えばそれに追従して、その地区で行われる地域のイベント、市民が行っている小さなイベントなども同時に発信していただければ、その地域に来たついでに寄ってみようかというきっかけにもなると思うのですが、いろいろと手間がかかる部分もあるかと思うのですが、そういうことは今後、検討してもらえますでしょうか。

○（総務）広報広聴課長

内容、情報発信の中身、コンテンツの御質問だと思いますけれども、基本的には、地元の方でなければなかなかわからない、ふだん載らないような情報がフェイスブックに載ることで、充実した体験等ができるということは、まさにフェイスブックの醍醐味だと思っております。

もう一つ、フェイスブックにつきましては、双方向というか、その中に社会がつくられて、情報がお互い交換されるということも特徴だと思いますので、当然、市も、情報の発信の仕方については、今後いろいろと検討、研究していきたいと思いますが、それを活用する方々がそれぞれ自分の持っている情報をその中に載せてもらうということも大いに期待しているところでございます。

○酒井委員

繰り返しになるのですが、地域のさまざまな情報を収集して、フェイスブックを通じて、このツールをうまく使って、そこからネットワークが広がっていくというきっかけにもなると思うので、手探り状態かとは思いますが、いろいろと試していただいて、多くの方にそういう情報を発信してほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員

それでは、何点か質問させていただきます。

◎行政評価について

報告していただいた平成24年度行政評価（事業評価）結果集計表を見せていただきました。今年度できたわけでありまして、中身を読ませていただきますと、庁内の各部から上がってきて、そして市長、財政部、総務部が行うのが二次評価と、どう決めていったかがよくわかる形で、大変いいと思っております。

その中でお聞きしたいのですが、原部から上がってきたのが、二次評価で違う評価が出るのは当たり前のものでありまして、何でも同じとは思わない。そこでお聞きしたいのですが、特に違いがどんどん出ているところがあるのです。例えば子育て支援課のところで、一次評価が上から拡大、現状維持、拡大、拡大というところが、二次評価では大体现状維持となっています。そういうのを目にしますと、原部で考えてこのようにやりたいというところが、この二次評価を見ると今のままやりなさいというようにもとれるのですけれども、そういう意味合いなのかどうか、この評価の書き方をこのままとっていいのかということをお聞きします。

○（総務）企画政策室薄井主幹

ただいま御質問にございました子育て支援課の部分でいきますと、原部の評価はおっしゃるとおり拡大という項目が多く、庁内総合評価となる二次評価では現状維持という形にしておりますが、考え方としましては、二次評価も原部の評価のとおり拡大という考えであったのですが、今回、現状維持という形で整理させていただいたのは、例えば補助要綱に基づき実施箇所が増える、対象の人数が増えるといった事情によって増となったという

部分を、制度自体が変わるわけではないということで、現状維持という形で整理させていただきました。そういう整理とした場合に、ここで一目見た場合に、拡大が現状維持に落ちるといった表現が正しいかはわかりませんが、拡大が現状維持になると違うという見え方が確かにございます。その部分は、拡大や現状維持など、それがどういう定義の場合にこういう今後の方向性にするのかといった定義づけが、当初の段階でうまくできていなかったということで考えておりますので、今後に向けては、その辺のそごがない形できちんと定義づけてまいりたいと考えているところでございます。

○鈴木委員

私も二次評価のこの細かいところを見ていると内容はわかります。その意味では、本当に否定されているわけではなく、そうになっている、ところが、この判定のところを見ますと、こういった形で書いてあるので、ただ一見すると、せっかく現場が考えているのが反映されていないようにも見えかねないので、それがいかなのかという思いが一つありましてお聞きしました。

それと、根本的なことなのですけれども、この事業評価の結果については、例えば第3回定例会の代表質問の前にはいただきたいのです。当委員会の資料としていただいて、本当に細かいところで聞きたいことがたくさんあるのです。ところが、当委員会の資料としていただくと、当委員会の関係部分しか聞けない。そして、これは当委員会の資料ということですので、ほかの委員会にはたぶん渡っていないのでしょうか。やはりこれだけ中身が濃いものであれば、代表質問ではなくても、最低でも予算特別委員会の前にはぜひ届けていただきたいかったという思いがあるのですけれども、それについてはどうなのですか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

今、御質問がございましたけれども、その一つ前の段階で、今回の結果を出すタイミングという部分なのですが、評価の普通の流れでいくと、まず評価を実施して、それなりの方向性を予算編成前に出して、その評価の結果を予算に反映させながら進めていくという部分がございます。そういう部分でいった場合に、今回、第2回定例会というタイミングになりましたけれども、その辺の出し方というものはあるかと思えます。

それから、今、おっしゃった部分につきましては、私どもも出すタイミングを少し考えた部分ではあるのですけれども、委員がおっしゃるとおりの部分が当然ございますので、その辺の議会に示すタイミングといったものも少し検討していかなければならないものとは認識しております。

○鈴木委員

つけ加えると、総務常任委員にはもちろんいただきたいのですけれども、ほかにも会派でいただいておりますので、私の会派にしる、皆さんに見せるというふうにはしますが、その意味では、せっかくこういった形できちんとやっておりますので、これは本当にお願ひしたいと思っております。この中身はかなり濃いものがありますので、今後も期待しておりますので、平成25年度版もよろしくお願ひします。

◎土地開発公社について

次に、今回、御報告があった小樽市土地開発公社の解散についてであります。

これは、私から、昨年第4回定例会ですか、そろそろ解散も近いのではないのかという質問をした中でこういった形になったのか、わかりませんが、そういうことだったと思っております。

それで、もう少しお聞きしたいのですけれども、この土地開発公社を解散するに当たって、基本財産が500万円、現金が3,764万9,023円、借入金金が6億3,939万1,507円ということです。先ほどの御報告ですと、基本財産と現金預金はプラスですが、借入金の約6億3,900万円は、解散するので小樽市で肩がわりをするということなのです。そして、第三セクター等改革推進債でお金を借りるということです。まず、この三セク債でお金を借りるということはどういうことなのか、説明をお願いします。

○（財政）契約管財課長

三セク債におきましては、このように公社が解散した場合、それに係る費用を起債で賄うことができることになっております。イメージとしましては、資料では簿価という形で約 6 億 3,900 万円という数字を書いておりますが、現実に公社を解散する際には、公社の時価額をある程度評価しまして、その金額を市への返済金に充てる形になります。結果的にそれらの公社の資産が借入金に見合わない部分は、先ほど言いましたが、債権放棄という形になると思いますけれども、三セク債におきましては、土地をもらいまして、市としては現金の収入が入っていませんので、その部分で現金的な穴があくということで、土地の価格を含めて起債して借りられるという形になっております。ですから、上限的には約 6 億 3,900 万円を公社に貸してしまして、基本的に、市に入るお金の現物が 4,200 万円程度でございますので、その差額を限度に三セク債を発行して借りられるという仕組みになっております。

○鈴木委員

簡単にお聞きしたいと思います。今、6 億 3,952 万 9,895 円分の簿価の土地なのです。これは簿価です。ということは、今の時価は幾らになるのですか。

○（財政）契約管財課長

あくまで固定資産の評価額を基本に、それから補正係数を掛けまして、その数字を時価という評価にしていきたいと今、考えてまして、その金額の合計が 4 月 1 日現在では約 2 億 2,700 万円です。

○鈴木委員

そうしますと、約 2 億 2,700 万円と、現金として持っている約 4,200 万円という感覚です。そうすると、約 2 億 6,900 万円です。要するに約 6 億 4,000 万円から、今、言った分が残っているから、それを引いた差額を借りれば良いということにはならないのですか。

○（財政）契約管財課長

市の財政的に、土地の時価、約 2 億 2,700 万円は、現金にならないのですが、資産として市には入ってきますけれども、やはり市としましても約 6 億 3,900 万円という現金を公社に貸している中で、市も財政的に現金の保有が少ないもので、やはりこの金額も含めまして三セク債を発行して借りたいと予定しております。考え方によって、市に財力がある場合は、その部分は除いて三セク債を発行して借りるという方法もあり得ます。

○鈴木委員

ということは、約 6 億 4,000 万円から約 4,200 万円を引いて、約 6 億円を借りなければいけないということなのです。そして、それは三セク債で借りるのですけれども、借りる相手は銀行ですよ。当然、何年払いにしなければいけない、利息がどのぐらいという話が出てくると思うのですけれども、それについてはいかがですか。

○（財政）財政課長

起債につきましては、今後、第 3 回定例会で議案を出させていただいて、開発公社の解散に伴って起債での借入れが良いという形になりましたら、その後、道に起債の申請を上げまして、最終的には来年 5 月に、ほかの借入れと一緒に、起債して借り入れることとなりますけれども、この三セク債につきましては、償還期間が 10 年を限度というふうに言われておりますので、今、私たちとしては 10 年での償還を考えております。利率につきましては、5 月の借入れの際に、他の借入れと一緒に入札等相談しながらやっていくこととなります。

○鈴木委員

借り方はわかりました。

もう一つお聞きしたいのは、これで肩がわりというか、解散して現物として土地をいただくということです。その簿価は約 6 億 4,000 万円だけれども、実勢価格としては約 2 億 2,700 万円しかないということです。この土地というのは、実際に見させていただくと、市で既に使っていて到底処分できない土地ばかりのような気がするのですけれども、実際に現物で土地をいただいたときには、売却という考えはあるのですか。

○（財政）契約管財課長

個々の土地につきましては、市から公社に購入依頼をしたとき、当初の目的がございました。そのとおり事業も進まない中、公社が保有している土地が現在あるわけで、その目的と違った形で市が活用している土地もございません。これらの土地につきましては、一つ一つ、その土地の本来の目的を今後も継続させてやるのか、それとも、時代の変化とともにその目的を変えて、市が行政財産として受け持つのか、もう一つ、市として、行政目的として使用のめどが立たない土地は売りに出すか、大きく分けて三つの方向で、現在、そのあり方を庁内の所管課とも検討している最中でございます。第3回定例会に出すときには、この方向性をおおむね定めて提案させていただきたいと思っております。

○鈴木委員

第3回定例会のときに詳しくということなのでしょうけれども、今回、御説明いただいたので、補足としてお聞きしているわけです。こういう話を新聞等で市民の方が知ると、なぜここまで簿価と時価に差ができるまで放っておいたのかということは、当然、言われると思うのです。それについてはどうお考えになりますか。

○（財政）契約管財課長

公社の目的は、小樽市からこういう行政目的のために先行取得してくれという依頼を受けて、公社が買い取っております。市の事業が進めば買い戻して事業に供する形になっておりますが、先ほど言ったように、景気の低迷、市の厳しい財政状況の中、当初それぞれの目的で公社が先行取得した土地については、なかなか事業が進まなかったという一つの大きな原因がありました。その中で、早めに土地はあきらめた、違う形で使いたいという方向転換ができれば、それはそれでよかったです。方向転換するにしても、市として財源がないと公社から買い取れないという大きな問題がございまして、市も財政的に厳しい中で、やはり買取りが進まなかったというのが現状でございます。

このような悩みは全国的に多くの自治体でもございまして、そういう状況の中で、国においては、地方のそういう公社のあり方について、計画的な財政負担の削減ということに取り組むことが求められて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成21年に施行されまして、そういう土地の問題を解消する場合は、三セク債を発行して借りられるという制度ができましたので、小樽市もこれに乗って、今回、解散の方向に進みたいという結論を出したところです。

○鈴木委員

この項の最後に、結局、今回、三セク債について期限が決まっています、そこまでに処理すればそういった形で三セク債を発行して借りられるということもあったのでしょう。その話は聞いております。私が言いたいのは、今回、土地開発公社は解散するということなのですが、こういった形である程度大きなかじ取りが必要だけれども、金銭にかかわる、逆ざやというのですか、そういった形で損をするようなことは、やはりもったいないに尽きるのです。ですから、そういうところの意思決定について、市長も含めてなのでしょうけれども、進言されて、そういうところはしっかりとかじ取りをしていただきたいというのが考えであります。その点につきましてお答え願います。

○財政部長

契約管財課長から説明させていただいたのですが、やはり一番大きいのは、この土地開発公社で言えば、資料の保有地一覧の取得年度を見ていただければ、ちょうど前回、私が小樽市に来たときなのですから、だんだん財政状況が悪くなって、先ほど契約管財課長からもありましたが、本来、一般会計が公社に買ってくださいますようお願いしてあらかじめ買ってもらった土地です。本来は一般会計で事業をやるときに買い戻さなければなりません。そのときに、平成16年度から決算で赤字団体になってしまった、そういう中で恐らく事業ができなくなってしまっていると。あと、駐車場などとして使ってしまった土地もあります。本来は一般会計が買い戻して使うような形にしなければならぬというのがありました。

その中で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律ができて、21年度から5年間の間に、土地開発公社を含めた第三セクター等につきまして、市町村でよく考えて、赤字地方債になってしまいます第三セクター等改革推進、これが財源としてなかったがために、赤字を抱えた公社は道内にほかにたくさんあります。千歳市は恐らく五、六十億円、あと、私が知っている範囲では、釧路市も二、三十億円、あそこはもう一つ、釧路振興公社というのがありまして、同社は北海道電力が発電所を建てるだろうと見込んで用地を買って、同社はたしか二、三年前に解散しまして、100億円単位でお金を借りていました。ですから、もともとそういうところでも解散したくても解散できない状況にありました。そういうときに地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されて、その中で、そういう負の債権につきましては、お金を、法律を変えて、地方財政法なのですが、その中で赤字地方債を発行していいという形に変えていただきました。それは、先ほど鈴木委員からもありましたけれども、議会の中でちゃんと議論して、赤字地方債を借りて、やめるのであれば解散する、事業を縮小するのであればしなさいということで、国からる通知が来て、今回、市もこのまま持っていて、先ほど契約管財課長からありましたが、ずっと塩漬けになってどうしようもできません。毎年利息もたまっていて、この約6億4,000万円がだんだん増えてきています。19年に旧国鉄手宮線を買って、それは今回、事業にしましたけれども、その見合いの分ももうないということなので、今回、庁内で検討して、こういうことで解散というふうにさせていただきたいと考えている状況です。

○鈴木委員

土地開発公社については、私も市の考えと一緒に、今、早めに、三セク債があるうちに、対応できるうちに手を打ったほうがいいと思いますので、そういう形でやっていただきたいということでもあります。

◎土地開発基金について

もう一点、小樽市土地開発基金の廃止について先ほど御報告がありました。これは土地開発公社と違って、外にあるという意味合いではなく、小樽市で持っているものです。それが、5億1,000万円を償還してから吸収するという少し面倒くさい手続をとっているのですけれども、なぜこういう手続をとるのか聞かせてください。

○（財政）財政課長

土地開発基金が一般会計に貸し付けている5億1,000万円についてでございますけれども、普通に考えますと同じ小樽市の中でございますので、解散して小樽市に帰属すれば、それで借金が差引きゼロになるという考え方もあるのですが、地方公共団体の場合、何もしない状況の中で債権が消滅するというのは、全ての予算をきちんと出した形で処理しなければならないという原則がございますので、歳入歳出予算を出して、いったん一般会計が基金のほうに返すという処理をして、その後もう一回戻してもらうということで、形上は歳入歳出が同じになるという手法をとらなければならないというルールに基づいての処理でございます。

○鈴木委員

先ほどの土地開発公社の件と違って、この件では今、言ったように差引きゼロですから、出し入れはないのですね。借りることもないし、お金が別途かかるということは全くないということですのでよろしいのですか。

○（財政）財政課長

形上、ほかのところから借りているなどということはないので、動きとしてはございませんけれども、あくまでも今まで借りていた5億1,000万円を一般会計からいったん返したという形にはなりますので、今まで言っていた基金や他会計の借入れが幾らだという部分の残額については、この5億1,000万円はいったん繰上償還しますので、この分が残額としては減ることになります。

○鈴木委員

最後に、先ほどの土地開発公社の件ですけれども、今度、これらの土地が小樽市の持ち物になります。そうしますと、一般的に、登記にお金がかかるのですけれども、これだけの広大な土地についてはかからないのですか。

○（財政）契約管財課長

地方公共団体及び小樽市土地開発公社も嘱託登記ができるということで、その登記も今まで小樽市もやっていたので、そういうものは小樽市ができる、土地開発公社も独自でできる、それは外注しなくても無料で職員ができますので、名義変更、そういう登記手続というものは、無料と言うと語弊がありますが、独自、自前で行います。

○鈴木委員

登記料や登録免許税は一切かからないのですね。

○（財政）契約管財課長

地方公共団体は非課税となっております。

○鈴木委員

一切かからないのですね。わかりました。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 51 分

再開 午後 3 時 04 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○秋元委員

◎フェイスブックの活用について

初めに、先ほど酒井委員からありましたフェイスブックの活用で、私もフェイスブックを活用させていただいておまして、非常に効果といますか、実感している部分があります。私も小樽市の公式のフェイスブックで「いいね！」を押させていただいて、「シェア」をさせていただくのですけれども、実は、私の友人が今回、潮まつりに合わせて東京から帰ってくることになりまして、それはフェイスブックの潮まつりの記事を見て帰ってきたいという話になりました。私は小樽の情報をたくさん広げられればと、自分ができる部分でやっていたのですけれども、いろいろなところで波及効果があるのだというのを実感しております。非常に御苦労されている部分だというふうには思うのですけれども、たぶん成田委員もそうだと思うのですが、非常に絶大な効果があるものだと感じておりますので、ぜひまたよろしく願いいたします。

◎土地開発公社について

続きまして、土地開発公社につきまして、先ほど鈴木委員が細かく聞いておりましたが、解散に当たり経費はほとんどかからないというような話があったのですが、例えば公社の職員の方々のこと、処遇など、解散するに当たって、経費でほかに何かかかるものはないのか、また、もし経費がかかるとすれば、それも第三セクター等改革推進債の中で手当てされるものなのか、その辺はどうなのでしょう。

○（財政）契約管財課長

まず、小樽市土地開発公社については市職員が兼務という形でやっておまして、通常勤務の中で本来の市の業務と公社の業務をやっている形で、手当については特段、発生しておりません。解散に係る経費についても、基本的な事務的な経費がかかるものがあります。例えば最後に官報に載せなければならないとき、たしか十数万円かかるという話も聞いています。あと、土地の評価につきましては、不動産鑑定にかけてしまうと莫大な経費がかかるも

のですから、資産税の評価額を利用することでその辺の経費もかけていない、あと、測量についても、市に返る中では、公簿上の面積で、特に測量もかけるという部分もしようとは思っていません。

ですから、特段の経費は大きくありませんが、確かにそういう経費がかかれば、現在、持っている公社の現金などで支払って行って、結果的に市に返すお金が減りますので、三セク債にはね返ってくる形にはなると思います。

○秋元委員

土地の処分といいますか、売却又は活用などの判断をする時期なのですから、いつぐらいまでに判断するお考えなのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

今、庁内に議論を進めていまして、おおむね全庁的な使用希望なり、当初の目的との兼ね合い、所管課からの意見も、既に聴取は終わっております。あとは政策的にその土地をどういう方向に決定するかという段階まで内部の会議では進んでいますので、おおむね 7 月いっぱい、ある程度の土地の処分についての意思決定的な方向性は見いだしたいということを考えております。

○秋元委員

この件につきましては最後なのですから、三セク債の償還について 10 年ということなのですが、休憩中、控室に帰って調べましたら、特別に 10 年を超える場合もあるというようなことが書かれていました。この特別な場合というのはどういう場合なのですか。

○（財政）財政課長

おっしゃるとおり、基本は 10 年でございますが、それを超える場合は、先ほど財政部長からもありましたけれども、例えば 100 億円を借りるとなると、10 年で返すという形になると、1 年につき 10 億円ずつの負担になりますので、そのような形で財政状況に大きな影響を及ぼす場合は、国と相談の上、償還期間を延ばす許可をいただくという道もあるということでございます。ただ、基本的には 10 年ということになっております。

○秋元委員

◎事務事業評価について

次に、事務事業評価についてです。

今定例会では代表質問の中でも伺いました。行政評価（事業評価）結果集計表を見させていただきまして、まず、平成 25 年度予算編成に当たって、どのような財政効果があったのか、この点について伺います。

○（総務）企画政策室薄井主幹

平成 25 年度予算への反映という部分でございますが、効果額ということでございまして、把握している部分につきましては、二次評価で現状維持以外となった事業が合計で 15 事業ございますので、その部分で話させていただきますと、当然増減、プラス・マイナスがございまして、トータルでは約 4,000 万円の増ということになっております。ただ、この事業の中で、予算が大きく増えている事業があったものですから、そこが大体同額になっているものですから、そこの部分を差し引きますと、大体プラス・マイナスゼロくらいの効果額になっております。

○秋元委員

今回、評価方法の話もさせていただきたいのですけれども、134 事業で試行されて、事務事業評価という形でされてきたと思うのですが、評価調書の中身を以前、拝見しましたけれども、もう少しいろいろと工夫する点があるのかなと思ったのです。その中でまず、資料 1 の「（3）評価の実施方法」ということで、②の一番下の行の棒線を引いているところで「進捗状況の確認・整理を行う」ということだったので、その評価調書を踏まえて評価されたと思うのですが、この進捗状況というのはどのように評価されたのでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

今、御質問がございました進捗状況につきましては、今回の評価の中で現状維持以外となった事業、例えば要改

善や拡大といった事業があるのですが、平成25年度予算に反映できたものもあれば、中には、今後も継続して検討するという事業もございまして、この資料1の中で申し上げているのは、その検討を継続するという事業が今後どういう形で検討されていくのかという部分を引き続き確認するというふうな意味合いで、ここに載せているものがございます。

○秋元委員

今回の事業で進捗状況を確認したということではないのですね。

○（総務）企画政策室薄井主幹

既に確認したということではなく、引き続き検討しているという事業でございますので、平成25年度中にその経過を改めて整理し、確認するという事業でございます。

○秋元委員

今回、少し厚めの結果集計表を見させていただきまして、書かれているとおり、評価内容につきまして、なるほどと思ったのですがけれども、代表質問で例に引いた株式会社三菱総合研究所の調査の中でも、やはり継続、現状維持がどうしても多い傾向にあるという話もさせていただきまして、昨年度の小樽市の結果の中身もそのようになっていたと思います。ただ、実際にこの中身、この文言を見ると、なるほどそのとおりだと、現状維持若しくは拡大してほしいよなというのは個人的には思いました。

ただ、その原因は、以前から言っているように、客観的に判断する数字やその目標などがないためではないかと思いました。以前、このままホームページに載せるというような話をされていましたが、これをホームページに載せて市民の方が見ても、この事業はだめだ、この事業はいいという判断は、なかなかしづらいのだろうと思ひまして、評価調書のほうを載せていただければ、それを見ながら、この事業がどういう事業なのか、また継続すべきなのか廃止すべきなのか、それとももっと進めてほしいものなのかという判断がしやすいのではないかと思うのです。その上で、目標や実績などもしっかりと評価調書の中に書き込むことはぜひやってほしいという話をさせていただいたのですが、平成26年度の本格実施に向けて、今年度、既にいろいろと進まれていると思うのですが、この評価調書についての目標などの考え方というのはどのように考えていますか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

平成24年度は数年ぶりの試行ということもありまして、これまでの取組の中で業務量が非常に膨大なものにわたるということで、評価調書もできるだけ簡略化を図るという意味合いも含めて、そのような形で実施してまいりました。ただ、実際に評価の作業に入りますと、今、話がありました実績の部分といった部分も、調書の中でカットしてしまったものですから、それを調べるのにまた別の手だてで時間がかかるといったこともあったものですから、今年度の試行に当たりましては、既に調書の設計にも入っておりますけれども、そういう中ではやはり、実績、それから、どのような成果を目指すのかという指標といったものを評価調書の中に取り入れながら、そのあたりの客観性の拡大というのでしょうか、そのようなものも図った形にしていきたいと思いますところがございます。

○秋元委員

質問が前後してしまうのですが、今年度行った評価調書と来年度行う上での評価調書の大きな違いはありますか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

昨年度、実施する際にも、マニュアルを作成して、それに基づいて評価調書の記入をお願いしますということで進めてきたのですが、調書の中で具体的に項目を書くときになかなか見えづらいという部分があったものですから、項目ごとにどういう観点で記載してほしいというのをできるだけ掲載するようにしたいと考えているところが一つございます。

それから、例えば事業の有効性や効率性といったものを、各部に例えばA、B、Cとランクづけをしてもらった

ということもあるのですが、そのあたりでもう少し、それこそ客観的な判断材料とするために明確な理由を記載していただくといった部分、それから、今し方、申し上げましたけれども、実績や成果など、そのあたりの指標を調書の中に取り込みたいということで今、考えているところでございます。

○秋元委員

そこで、以前からも話をさせていただいていたのですけれども、フルコスト計算書診断の考え方なのです。以前も話しましたが、フルコストですと、調書を見たときに、素人が見ても、どういう目的があって予算が投入されて、それにかかわってきた職員の人数ですとか、ある意味、客観的にどういう目標を立てて、どういう成果が得られたのか、それに伴って予算がどのぐらいかかったのが本当に一目瞭然でわかるような調書なのです。これは非常に有効だと思いますし、客観的な部分で追っていけば、こういうフルコスト計算書診断のような考え方が一番理にかなっているのではないかと思うのですけれども、平成26年度、どのように、25年度はその考え方を取り入れられないと思うのですが、私は、ぜひこういう考え方を取り入れていただきたいと思うのですけれども、フルコストについての考え方をお聞きます。

○（総務）企画政策室薄井主幹

フルコストの評価調書につきましては、平成24年度の前に過去3回、試行として実施いたしました。18年度の試行の際に、その導入を目指して試行したという経緯がございます。おっしゃるとおり、フルコストを調書の中に盛り込みますと、その事業の経費だけでなく、わかりやすく言うと人件費といえましょうか、投入されているコストが全てわかるという形に近づきますので、その事業全体にかかる本当の経費がわかるということでは有効な手段というふうには考えております。

ただ、18年度の際にも、そのようなものを取り入れて試行してきたのですけれども、それに伴う、対象とする事業数の関係もあるのですが、それらの事業量という部分もあるものですから、24年度の試行の際には、そここのところは入れないで試行してきたのですけれども、そういう有効性も考えながら、26年度からすぐという形にはならないと思いますが、引き続き検討していかねばならないというふうには考えております。

○秋元委員

今、事業数の話もありましたけれども、私は代表質問の中でも、事業数をぐっと減らす、要するにこういう考え方が定着していけば、たぶんいずれは評価する事業数も増えていくのだろうと思うのですが、なかなか定着しない中で事業数が多いと、日常の業務が非常に忙しい中で、負担感だけが職員の方にのしかかっているのかなと思うので、もっと減らして効率のいい形でやっていって、定着したところに少しずつ増やしていくという考え方もできるのではないかと考えたのです。その上で、今回、代表質問の再質問の中でも、事業数を減らす、例えば平成25年度は休止して、その中でしっかりと事業の中身などを組み立てて、26年度に実施するという方法について伺ったのですけれども、総務部長から25年度、しっかりとやっていくという御答弁をいただきましたので、それはいいと思うのですが、まず事業数を減らしたほうがいいと、私は半分以下に減らしてもいいのではないかと考えるのですけれども、この辺はどうでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

平成24年度の試行につきましては、おおむね10年以上、事業費が100万円以上というような設定をしたのですけれども、そういう事業を一律に捨てる形で、そちらの事業が122事業、それ以外が12事業で、合計で134事業になるのですが、そういう形で捨てて試行してまいりました。実際に作業を進める中では、やはりトータルで134という事業数ですから、そのボリュームで相当の時間を要したという部分があるのは事実でございます。25年度は、24年度の試行の課題の解決に向けた取組と検証をしながら、今、委員からもお話がありましたけれども、手法の確立をしたいということで考えておりますので、事業数については減らしながらも、各部に広く薄く行き渡るような形の対象事業の選定をしたいということで、今、その作業に当たっているところでございます。

○秋元委員

今回、継続や現状維持が多いというふう感じたのですが、他市の中でもそういう状況があるということで、代表質問で市長に伺いましたら、やはり内部だけの評価であるために、そういう影響があるのではないかと御答弁も伺いました。また、再質問で外部評価についての市長の見解を伺いましたら、市長自身、外部評価委員としての経験もあるから、その手法は非常に有効だという御答弁があったのですが、最終的に検討するというので、あまり外部評価を積極的に取り入れて、精度を高めていくというような御答弁はいただけなかったのですが、その辺について、企画政策室としてどういうふう考えていますか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

代表質問の答弁の中では、市長からたしか外部評価については前向きにというような答弁もあったかと思うのですが、私どもとしても外部評価を全く検討していないわけではなく、当然、検討しなければならない課題であるというふうに考えております。平成24年度の試行の中で、確かに市の中の内部評価といえば内部評価なのですが、担当部ではない部が入る中で、庁内の総合的な評価というやり方もとってきましたので、担当部だけではない、庁内であることは間違いないのですが、少しはそういう客観的といいたいまいしょうか、外部の視点も入れることができたのではないかと考えております。

今、おっしゃった、本当に第三者が入った中での外部評価ということになりますと、より客観性の幅が広がるという部分がありまして、そういう有効性も含めて現在、考えているわけでございますけれども、それを今の段階で、申しわけございませんが、まずは手法の確立をしたいということが前提にあるものですから、その辺は引き続き検討させていただきたいと考えているところでございます。

○秋元委員

後々、必ず外部評価は必要になってくると思いますので、導入に向けて、聞いてみると、どうしても外部評価は後回し的に聞こえてしまうのですが、以前も、私たちがいろいろな自治体を視察して、外部評価についての有効性も話させていただきましたけれども、ぜひそういう先進市を視察してもらいたいという話もさせていただきましたが、その後の視察の状況といいたいまいしょうか、実際に行ったのでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

秋元委員から、昨年かと思うのですが、そういう他市の行政視察という御提案もいただきまして、その点につきましては承知しております。昨年度、実際に他市のそういう部分での視察は行いませんでしたけれども、私どもの考え方としましては、数年ぶりの試行ということで、少しノウハウの蓄積というものがなかったものですから、ある程度取組を進める中で出てくる課題、そういったものを取りまとめた上で行政視察をしたほうがより効果が上がるのではないかと考えているところがあったものですから、平成24年度は実施に至らなかったのですが、いろいろな課題がある中で、やはり参考となる取組は当然あるかと思っておりますので、近くなるか遠くなるかはわかりませんが、そのような話は聞いてまいりたいと考えております。

○秋元委員

そのほかに、例えば勉強会や研修会などで、企画政策室として事務事業の評価をとり行う専門家として勉強したということはなかったのですか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

今おっしゃった部分につきましては、本年1月になるのですが、国の、政策評価に関する統一研修というものが札幌にある第1合同庁舎でございました。その中では、国の政策評価の現状と課題、あとは同じく地方公共団体の政策評価の現状と課題、そのような講演の中で勉強する機会が一つあったところでございます。

○秋元委員

それに参加されたということで、例えば課題や感じたことについて、率直に感想などがありましたら伺えますか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

まず、評価自体の話として、なるほどと思った部分については、手法に決め手となるものはないと、そういう中で、国も含めて各自治体がいろいろな見直しを行いながら、試行錯誤をしながら、評価の有効性を高めるために取組を進めているというところを感じたところでございます。

もう一つは、課題の部分なのですが、私どもの課題とも非常に重複する部分があるのですが、どういう事業を評価の対象にするかという選定の部分、それから、先ほども少しお話がございましたけれども、指標をどういう形で客観性を持つような形で設定できるのか、それから、それを活用できるのかという指標の関係の話、それから、客観的な評価手法をどのようにとるのか、これもまさに先ほどのお話なのですが、そういう話、最後に、やはり各自治体が非常に厳しい財政状況の中で、財政の自由度が落ちている中で、例えば拡大という評価が出て、なかなか予算に反映しきれない状況があるという、その辺の予算への適切な反映といったあたりが、全国的にも非常に課題として挙げられているということが述べられておりました。

○秋元委員

平成26年度の本格実施に向けていろいろと御苦労されると思いますけれども、私もまた勉強して議会の中で提案させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○林下委員

◎学校給食センターについて

先ほどの報告に関連して、学校給食センターの進捗状況につきましては、調理などの委託契約も終わって、工事も順調に進んでいると、そして、7月23日に引渡しがあって、2学期からいよいよ提供が始まるということで、非常に安心したのですが、給食の配送に関して、この報告には全く触れられておりませんが、どのような対応を考えておられるのか、まずお聞きします。

○（教育）学校給食課長

配送業務の委託業者の選定につきましては、2学期の給食配送までに指名競争入札で選定する予定でこれまで準備を進めております。指名に当たりましては、市の指名競争入札参加資格者名簿の運送に登録され、市内に本支店、営業所を有し、道路運送法等による営業許可を有し、営業の経歴があること、箱型パワーゲート付車両を必要台数確保すること、業務実施に必要な専任の従業員を確保することを条件に、指名する予定であります。

○林下委員

指名競争入札ということなのですが、これまで担ってきた会社もわかりませんし、どのような契約だったのかかわからないのですが、これまでも配送時間の問題ということが議会で取り上げられてきた経緯もあります。私は、せっかくこうした調理場ができて、衛生面では大変気が配られた設備で調理された給食が、万が一にも配送段階で不都合が生じることは絶対にあってはならないと考えております。今まではどのような契約で行われてきたのか、今回、指名競争入札ということで、そういう切り替える理由といたしますか、何か不都合があつてそういうことになったのか、その辺についてはいかがですか。

○（教育）学校給食課長

現在の配送業務の委託の契約につきましては、新光共同調理場、オタモイ共同調理場それぞれで、別の業者1社ずつと契約して配送業務を進めております。このたびは学校給食センターが新たに開始されるということもありまして、配送経路も大きく変わることで、あと、今度から1か所から多方面に配送することも含めまして、非常に予算規模も大きくなるということから、より透明性を図る観点から、指名競争入札ということで、業者の選定を行うと

いうことで考えております。

○林下委員

私は、長年、運輸にかかわってきた経験から、やはり配送であっても決して手を抜けない重要な仕事であるという考え方で常におりました。特に最近、運輸業界は規制緩和や競争の激化ということで、安全と信頼ということが大きな話題になっておまして、大変二極化が進んでいるとも言われています。そこで指名競争入札になると、安いところに流れていくのではないかと懸念もあるわけなのですけれども、先ほどの御答弁にあった車両の設備などいろいろな観点から、また衛生環境の整備や安全・安定運行という、そういう点の信頼が非常に大事にされるべきだと思うのですが、そういう点については、今回の指名競争入札に当たっては配慮されているのかお聞きします。

○（教育）学校給食課長

御指摘のとおり、学校給食におきましては、安全性や衛生面が非常に大切なことであると認識しております。このような安全性や衛生面あるいは安定的な運行を確保するために、入札に当たりましては、仕様を厳格にすることで対応したいと考えております。

具体的に申し上げますと、車両につきましては給食の専用とし、清掃や消毒を小まめに実施すること、業務従事者につきましては、専任の業務従事者としまして、検便の実施や毎日の健康管理票の提出を求める、こういったことで細かく仕様で縛ることによって、安定した業務の実施や衛生面の確保が可能な業者を選定してまいりたいと考えております。

○林下委員

非常にわかりやすく説明していただいたと思うのですけれども、やはりただ安く早くということだけで走ってはならない分野だと思いますので、よろしく願いいたします。

◎放射線副読本について

次に、放射線の副読本ということで、今まで小・中学校で使われていた、高校でもあったようなのですけれども、「わくわく原子カランド」「チャレンジ！原子カワールド」という副読本が廃止されていると新聞で報道されておりました。これまで教育委員会ではこれらの副読本をどのような形で活用してきたのか、まず伺います。

○（教育）指導室主幹

小学校の副読本、わくわく原子カランド及び中学校の原子カワールドの活用状況についてでございますが、平成22年度においては、小学校で9校、中学校では4校が、原子力発電に関する学習として、主に社会科等で活用されているということであります。

○林下委員

それで、廃止に至った経過とどこに問題があって廃止されたのかという点について、市教委としてはどのように認識されているのか、また、その廃止によって何か影響はあるのか、その点についてはいかがですか。

○（教育）指導室主幹

副読本の改訂の経緯については、その詳細については存じておりませんが、新しく改訂された副読本には、福島第一原発事故を受け、教育現場においても、放射線への関心や放射線による人体への影響などについて不安を抱く方がおられると考え、放射線についての児童・生徒向けの副読本を作成した旨の説明が記載されております。

○林下委員

インターネットでこの副読本を見ましたけれども、前文に今おっしゃったようなことが記載されておまして、福島第一原発事故の影響が非常に色濃くにじんだ内容になっていると理解しているのですけれども、反面、放射線のリスク、あるいは子供への影響に意外と触れられていないのではないかと指摘している教員もおられるということで、現在、市教委としては、副読本の役割や位置づけというのですか、そういったものは今までの、平成22年度

の実績を見ますとどうなのかと思うのですが、今後もこういった副読本については、どのような役割というか、どのような位置づけで扱っていくのか、その点についてお聞きます。

○（教育）指導室主幹

副読本の位置づけについてでございますが、副読本とは、授業で教科書の補助的な役割を持つ図書のことです。ですので、必ず使わなければいけないというものではございません。

○林下委員

◎いじめ防止について

次に、6月21日にいじめ防止対策推進法という法律が成立したということで、いじめの問題は社会的に関心も非常に高く、法案が審議されているという中身もわからないうちに決まってしまうという感じもするのですが、これは早くも9月から施行されるということになっています。もちろん内容についても、自民党、公明党、民主党などが中心になって提出した法案でありますから、私どもも詳細な情報を集めて対応していかなければならないと思っております。教育委員会もまだまだ情報収集の段階であるという認識で伺いますが、新聞の報道などによりますと、問題が発生したら直ちに警察に通報するという点や、保護者の責任、子供の規範意識を養う指導の努力の義務を課す、あるいは、いじめ対策を行う附属機関に第三者を参加させるなどの附帯決議もついたということ、ネットいじめ対策として、国や自治体も監視する機関や団体を支援し、対処する体制整備が求められるというような内容になっています。

私は、教育委員会のこれまでの対応というのは、いじめ問題がいろいろな地域で起きた場合、テレビなどで教育委員会がやり玉に上がっても、直ちに警察に頼るのではなく、学校現場あるいは教育委員会がなるべく子供の将来なども考えながら対応してきたと受け止めているのですが、そういった立場から考えますと、本当に市町村の教育現場、教育委員会の考え方がこの法律の中にどれだけ反映されたのか不安に思っているところがあるのですが、この法律の成案を得て、もし考える点があったらお聞かせ願います。

○（教育）指導室長

今、委員がおっしゃったとおり、21日にこの法律が成立いたしました。この法律の第4条の中に、これまで教育委員会でも答弁させていただきました、要するにいじめについては、どの学校でもどの子にも起こり得るものであるということ、また、その際にはいじめの未然防止が非常に重要であるということ、さらにそれが起きた場合には、迅速かつ適切に対処することなどについて示されているというふうに認識しております。詳しいことにつきましては、成立したのが21日で本日は25日ですから、この後、さまざま通知等があつて、私どもそれを踏まえながら進めてまいりたいと思っております。

ただ、いじめの問題は大変重要な問題でございます。これまでもいじめにつきましては、担任が一人で抱え込んでしまったり、学校が学校だけで解決しようとしたり、そういうところに表面化されずに問題が深刻化しているということが一番問題であったというふうに思っております。そのような点からも、まず、いじめが発生した場合には、繰り返しになりますけれども、スピード感を持って、家庭と学校、そして教育委員会が連携を図って、早期解決に向けて全力で取り組むことが重要かと思っております。

また、以前、通知がございまして、個々の事案に応じて、例えば犯罪行為として扱わなければならないものにつきましては、当然、警察との早急な連携というのも必要になってきます。そういう面では、他の機関等とも連携を図りながら、この問題については解決していかなければならないというふうに思っております。

○林下委員

今の御答弁を聞いていても非常に苦勞がうかがえるのですが、本当に今まで努力してきたことが、直ちに警察に通報しなさいという義務づけがなされたり、市町村でも、これはどう解釈していいのかわからないですが、ネットいじめの監視をしなさいというような部分など、まだまだ勉強しなければならない課題だと思うのですけれど

ども、学校現場としては非常に苦悩するのではないかと想定されますので、ぜひその点についても、これから慎重に議論を進めていただけて頑張っていたきたいと思います。

◎移住促進について

次に、報告の中から、代表質問でも移住・交流推進事業の関係について取り上げた経緯もありますので、1点だけ質問させていただきます。

小樽への移住・交流を促進する活動報告書で、いろいろな範囲にわたって、具体的な内容もよく反映されていると思うのですが、特に若い世代にターゲットを絞って移住事業を進めていただくためには、この中身で言えば、中心市街地の空き店舗を活用した起業支援といった部分にどうも偏っている印象があります。代表質問の中でも、1次産業やものづくりといった分野にも仕事のバリエーションを広げていくことによって、移住希望者もより多くなるのではないかと話をいたしました。この報告書では、今後も活動は継続していくということで理解しているのですが、そうした点も踏まえて、今後、起業ばかりでなく、そういう分野の人たちにも希望者がいればどんどん呼びかけていくという、体制づくりも難しい課題ではあると思いますが、何とかそういう方向で検討いただけないかと思うのですが、その点についていかがですか。

○（総務）企画政策室安部主幹

ただいま委員から御提案いただきました、ものづくりなどをされる方も含めた移住促進という御質問なのですが、おっしゃったとおり、おたる移住・交流推進事業研究会の、小樽への移住・交流を促進する活動報告書の中では、地域の活性化や商店街の活性化に向けて最もダイレクトな効果があるということで、起業希望者ですか、そういった方々の誘致を中心的に進めるべきだというような御提案がなされております。

ただ、当初の目標でありました団塊の世代の誘致、あと、そういった、みずからなりわいを起こす人方だけではなく、現役世代についても当然ニーズがまだあると考えられておりますので、今後も引き続き、取り組んでいくターゲットとすべき課題として捉えております。委員がおっしゃった地場産業やものづくり、そういった希望のある方々についても、広くこの小樽市を選んでいただけるような移住の政策、施策について、また今後、新たな研究組織といいますか、体制をつくりながら、その中でいろいろなメニューや事業を考えていきたいと思っております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○成田委員

◎フェイスブックの活用について

フェイスブックの話があったので、答弁は要らないですが、話をさせてもらえればと思います。

先ほど秋元委員がおっしゃったのは、潮まつりの情報などは、自分で検索しなくても、「友達」がやっているものが伝わってどんどん目に入ってくるのです。逆にそれ以上に、小樽のきれいな景観やおいしそうなおすしなど、そういうものが目に入ってくる反面、実は怖い部分もありまして、批判したような情報が市民の目にも簡単に入ってしまうのです。最近、気になったことで、当委員会所管の部局のある職員が市民団体に対してSNSを使って批判していたということがありました。本名で、プロフィールに勤務先まで詳しく書いてあって、しかも畑違いの分野のまちづくりの団体を批判されていたので、これは芳しくないと思います。もちろん表現の自由があるので、批判することは全然構わないと思うのですが、あえてみずから本名を公表してまでやるというのは、結果的に、復興庁の職員ではないですが、火種をつくる必要はないと思うので、ぜひその部分だけは最低限のルール、批判したかったら自分の心の中にとめておく、若しくは自分の本当に親しい友人にしか見せないなど、いろいろと工夫できると思うので、自分が言いたいことを何でも書くというものではないと思うので、私も書きたいことはいっぱいありますけれども、思ったことを全部書いたら、たぶんまた嚴重注意をいただくことになってしまいかねないので、

そこはやはり自重はしているのです。これは職員だけに限らず、議員もそうです、今日の午前中、岩手県議会議員でブログに病院の批判を書いた方が自殺されたということで、情報はかなり伝わる反面、批判も大きく出てしまうので、ぜひいい部分だけを皆さんにお伝えして、フェイスブックは活用してほしいと要望しておきます。

質問を 2 点させてもらおうと思うのですが、ほかの委員の方がかなりの大部分を質問されていたので、簡潔に伺います。

◎行政評価制度について

最初に、行政評価についてなのですが、今回、当委員会に出てきたということは、個別の項目を何か言ってくれというよりは、そもそもこれ自体がどうなのだという事なのだろうと解釈しましたので、全体について伺います。

各論ではなく総論として、当然ながら二次評価を含めて拡大したいという部分があった、逆に縮小、要改善としたところがあった、その部分の意図について、大枠で、全体なのですけれども、どのような意図を持って、この部分は拡大していきたくかった、一つ一つではないです、たぶんこれには共通したものがあると思うのですが、それについて、もし見解があればお聞かせ願えますか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

今、御質問がございました、評価の拡大という部分でございますが、人口の減少という状況もありながら、これからどうするのだという方向性の中で、今回、例を挙げますと、例えば、企業誘致や歴史的建造物の関係、そういったものが拡大という事業になりました。やはり小樽の強みという部分を伸ばしていく必要があるのではないかとこの考えもございまして、このあたりを拡大という評価とさせていただいたところでございます。

○成田委員

逆に要改善としたところは、改善といってもネガティブな改善ではなくポジティブな改善もあると思うのですが、中には全体の予算そのものを見直していくという話であったり、制度を見直したり、いろいろな形があると思うのですが、それについても、何か共通した市の意図があったのかお聞かせ願えますか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

拡大以外といいましょうか、改善を要するなどという部分につきましては、平成24年度の試行の中では、どちらかという対象事業数の多さということもあったのですが、それこそ他部のものも含めてその事業内容を検証する中で、本当に改善や検討をするところがないのかという視点で見たところでございます、その部分につきましては、方向性というよりは、各事業それぞれを今回は見たというところでございます。

○成田委員

今の答弁の個別に見させてもらったというところで一番心配しているところですが、市の全体として、例えば、今、拡大すると言った部分は、歴史的景観や企業誘致、子育て支援の部分です。人口を何とか増やそう、雇用を増やそう、そういった思惑がこの裏には隠れているのかなと思ったわけです。その一方で、縮小というか、要改善の部分は個別に見たということです。何が言いたいかということ、つじつまが合わなくなるかというのが心配だったので。

例えば、個々で見たらこの行政評価の部分は正しい、しかし全体として見たらどうなのかと、雇用促進については増やしましょう、子育て支援については増やしましょう、一方、教育については予算を減らしましょうとなったらどうなるかということ、結果的に、子育てをしていて小学校へ上がるときに、雇用はあるけれども手稲に家を買ってしまおうと、ちょうど教育を受けさせるときのタイミングで若い人が流出してしまうかもしれないと、だから、個別では、一つ一つは考えて、たぶんこういった形で評価されてもいいとは思いますが、全体を見て考えたときに、せっかく居住者を増やして人口を増やそうという政策をとっている中で、真ん中だけが抜けてしまう、教育だけが抜けてしまって、結局そのタイミングでいなくなってしまうという形にならないように、全体を見て、その中で二次評価のところで修正をかけてほしいわけです。ここの部分で、教育のところは、人数が減っているこ

ともあって、要改善としなければならない、一方、まちに人を残すという観点からは、現状維持にしようではないかといった微修正ということが、この全体を見て必要だと思うので、今、個々でというふうにおっしゃっていただいたので、もちろん個々で判断する必要はあると思うのですが、まち全体の方向性を見たときに、そのような形でつじつまが合わなくなるといふところをお願いしたいと思うのですが、そこについて見解をお聞かせ願えますか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

平成24年度の試行についても、総括的に見た場合には、特に、今、御質問にあったような、教育の部分が薄いということはないかと思うのですが、今後も進めていく中で、どのぐらいの事業数、対象数を扱うのかという部分にも関係してくるかと思うのですが、どちらにいたしましても、今回も各部による自己評価、一次評価の後に、庁内総合評価として二次評価がございますので、やはりその方向性、考え方に照らし合わせて、それぞれ統一的な部分での調整をするというか、考え方を諮るという部分は重要であるだろうと考えておりますので、二次評価、庁内総合評価の中で、そういう部分は取り組んでまいりたいと考えております。

○成田委員

個々でいいものが上がってきてしまっているもので、やはりそれだけを判断するのではなく、全体の流れというのを見て、最後に調整してほしいと思います。

◎土地開発公社の解散及び土地開発基金の廃止について

次に、土地開発公社の解散と土地開発基金の廃止について、もう少し伺いたい点があったのですが、基金の土地の簿価ではなく時価という部分について伺います。

○（財政）財政課長

基金につきましては、そもそも小樽市の財産でございますので、基金保有の財産から一般会計へ所管が移動するだけでございますので、特段、時価の評価というのは現時点では行っておりません。先ほど、契約管財課長から、固定資産の評価額という形で答弁がございましたけれども、確かにそのような形で積算することも可能かとは思いますが、基金の土地の場合、畑や山林などが非常に多く、同様の積算方法でいくとかけ離れた額になりますので、その額をもって時価だというのはなかなかどうかと思ひまして、現時点では時価という考え方は示さない形にさせていただきました。

○成田委員

土地開発公社の土地の時価が2億2,700万円程度ということで、正直な話、もっと低いかと思っていたのです。先ほど、財政部長から釧路市の話等もありましたけれども、他都市に比べると、そもそも土地開発公社を解散するに当たって、思ったよりほかのまちよりは深刻でない状況も、そもそも土地を多く持っていなかったという部分、小樽にそもそも土地があまりないといった要因もあると思うのですが、これについて、ほかのまちと比べると、どういう形で解散するのか、まだ非常に恵まれている形なのかというところの見解をお聞かせ願えますか。

○（財政）契約管財課長

今、委員がおっしゃったとおり、小樽市土地開発公社の土地の保有金額というのは、ほかの都市に比べれば大変小さいと考えております。要因としましては、まず、小樽市土地開発公社は基本的に造成事業といったものに手を出しておらず、例えば千歳市などほかの市であれば、積極的に造成して民間に売り出すような行為もやっていた公社もございます。また、やはり小樽市の財政状況が他都市より早く悪くなったということもあって、そういう土地の取得をセーブしていたのも要因かと思ひます。いずれにしましても、金額的には、ほかの都市に対しまして圧倒的に小さい額ということは認識しております。

○成田委員

他都市の土地開発公社の解散の経緯、経過を見ていると、結構、百数十億円の規模の、例えば奈良市の、簿価総

額百七十数億円という土地を持っていて、その土地も二束三文にしかなくなっていった状況から比べると、いずれこの公社の解散をやらなければならなかったのだらうと思うのですが、他都市に比べたら、もちろん市民の負担など、いろいろところで負担は出てきてしまうのですが、状況的にはまだよかったのかなというのが正直な感想です。

この後、債権放棄の部分も含めて話が出てくると思うのですが、このタイミングで市から公社の解散や基金の廃止を申し出た意図というのはどの辺にあるのか、もう少し詳しくお聞かせ願えますか。

○（財政）契約管財課長

公社の解散につきましては、庁内、内部的には、昨年 8 月だったと思いますが、政策検討会議の中で検討しようということで庁内意思決定がされています。その後、解散に向けてどうだろうかということで庁内的にも議論した中で、5 月 14 日だと思いますが、企画政策会議の中で、市として公社を解散しようという意味決定がされました。先ほど来、申し上げているように、第三セクター等改革推進債がやはり大変重要なポイントでございまして、この申請については平成 25 年度までということで、今年度ということになっています。最終的な申請期間については、今秋に申請するのがメリットという形になった中で、必要な議案関係は第 3 回定例会に上程して、議決していただいたら、秋にはそういう申請手続を進めるという流れの中で、秋の第 3 回定例会の中でいきなり解散すると言うのも問題がありますので、今定例会の中で解散の準備を始めましたという意味決定の公表に至った経過がございまして。

○財政部長

補足させていただきますけれども、今、課長がはっきりと言ったように、三セク債の話がやはり一番大きいのです。先ほど 6 億円近く借りなければならないという話になりますと、今の市の財政状況で借りないでやっていけるのかというのがありますし、あと、土地そのものがもう全く動いていないと、そうしたら、それをそのまま持っていて、毎年利息分だけそこに簿価がだんだん大きくなって、それでいいのかということが出てきました。財政的にも厳しいし、土地の状況からいったら、やはり国の制度があるうちに一定の整理をしたほうがいいのではないかという結論の下で、今回こういう形で表明させていただきました。

○成田委員

三セク債で借りて、結局公社に対する債権を放棄するということになれば、当然ながら市債だけ増えるという形になると思うのですが、そうなったとき、実質公債費比率はどの程度悪化するのか、お聞かせ願えますか。

○（財政）財政課長

今回、三セク債で借りた場合の実質公債費比率に与える影響でございますけれども、今、試算の中では 0.1 パーセント程度上昇というのが見込まれるところでございます。

○成田委員

0.1 パーセントとなれば、大きな影響はないという数字です。逆にメリットというか、公社の解散や基金の廃止によって年間で削減される額はどの程度になるか、あわせてお聞かせ願えますか。

○（財政）契約管財課長

現在、公社としましては、資金繰りは、年度の初めに市から無利子でお金を借りて、年度末に一時期、民間金融機関から借りて市に返す、年度の初めに市からまたお金を借りて、民間金融機関に返すという流れでやっております。市からは無利子でございますが、民間金融機関からお金を借りた場合、若干の利子が発生することになります。平成 24 年度でいきますと、公社が金融機関に借りた利子は 17 万 7,000 円程度の金額でございます。

○（財政）財政課長

あと、公社の部分で申しますと、直接、数字的には見えてこない部分があるのですが、一般会計が公社にお金を貸すことによって、一般会計側の資金繰りという問題も出てまいります。結局、公社に貸さなければ、それだけ一時借入金の金額が減ったという形で考えますと、平成 24 年度で考えますと、公社に貸していたお金の部分だ

け一時借入金が増えたと考えますと、その部分の積算でいきますと利息分が20万7,000円ほどというのが、まず一般会計から公社に貸しているということでの影響であろうかと思えます。

また、基金側としては、今、一般会計が基金から5億1,000万円借りておりましたので、その利息が24年度で考えますと15万3,000円ほどあるのですけれども、これはあくまでも借りている部分の利息でございますので、これが一緒になったから、その分は支払わなくてもよくなるという影響はございます。

○成田委員

思ったより利息が安いので、ぜひ借りたいなと思うぐらいの利息なのですけれども、こういった形で出てきた、結局はいつかはやらなくてはならない話だと思うので、このタイミングでやれるというのであれば、もうやってしまったほうがいい、うみを出してしまったほうがいいと思います。

その一方で、今度、土地だけが戻ってきたとなったときに、その土地をどうするのだという話になってきてしまうわけです。結果的にまた塩漬けになってしまうのではないかと、そうになってしまうのもどうかと思うので、今後こういった土地をどのように活用していくのか、若しくは民間に売却するのか、そういった部分の公表というか、方向性は第3回定例会に出てくるのか、いつごろこういう形で方向性が出るのかということをお聞きしたいと思いますか。

○（財政）契約管財課長

先ほど、秋元委員にも答弁したのですが、今、公社の土地は7か所ございます。これらの土地については、当初の購入目的に沿って、公社が解散したとき、市がそのままの目的で受けるのかという方向性が一つ、当初はそうだったけれども時代の変化とともに違う使い道のほうがいいというような決定の方向も一つ、もう一つが、やはりどうにもならないような土地もあります。

（「どうしてそんな土地を買うのだよ」と呼ぶ者あり）

現在、使われていない、そういう土地については基本的には売却していきたいと。

（「どうにもならない」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

そのような方向の位置づけというのもございます。大きくその三つの方向性の中で整理して、内部的には、7月中には決めたいと思いますが、第3回定例会におきまして、その決定の方向性についても公表していきたいと思っております。

○財政部長

公社の土地につきましては、先ほど、原則お金を借りると申ししていましたけれども、借りている都合がありますので、当初の目的で使用しないということになれば、当然そこで、借金なので売却して返すというのが、借りているお金を繰上償還するのが原則ではないかと思っております。

○成田委員

どうにもならない土地という話がありましたけれども、あの土地を売却することも含めてなかなか大変だと思うのですが、市民からすると、結局その土地はどんなのだというところも含めて非常に関心が出てくる部分だと思いますので、あわせて第3回定例会までに一定の方針というのですか、方向性をぜひ出していただければと思います。

○委員長

一新小樽の質問を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時14分

再開 午後4時38分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第 8 号は可決、陳情については、継続審査中の陳情は全て採択を主張して討論を行います。

最初に、議案第 8 号小樽市非核港湾条例案についてです。

小樽市は過去に、公式・非公式を含めて 4 回、米艦入港を断っています。港湾管理者である市長が断れば入港できないことは、この事実に照らしても明らかです。討論記録という名の密約が存在する限り、核兵器を積んでいても入港する権利はアメリカにあります。この密約が存在する中で核兵器を持ち込ませない唯一の手段が、全ての外国艦船に非核証明書の提出を求める方法です。そのために本条例を制定することを求めるものです。

国際的に広がっている、核廃絶を求める運動を後押しし、核兵器のない世界を実現していく第一歩を刻むためにも、非核港湾条例の制定が何よりの力になります。皆さんの賛同をお願いするものです。

継続審査中の陳情第 2 号ないし第 145 号、第 151 号ないし第 280 号、第 283 号ないし第 289 号及び第 293 号ないし第 308 号についてです。

署名が今定例会に向け、さらに積み上がっています。これまで新・市民プールの建設については、総合計画の前期実施計画に示すことで、市民に早期建設を約束してきたにもかかわらず、新・市民プール整備事業を見送ったままとしています。

市民の健康維持、スポーツ・レクリエーションの促進からも、新・市民プールの建設は急がれています。道内主要都市で、学校以外で市営室内水泳プールがないのは小樽市だけです。市長部局と教育委員会は、さらなる協議を重ね、再度検討し、今年度中に、市民との約束を守り、基本設計、実施設計を予算計上し、新・市民プールの建設を求めるものです。

陳情は、いずれも願意妥当であり、採択を主張し、委員各位の御賛同を呼びかけます。

なお、議案第 9 号については、末広公園の整備をするということなので可決の態度とし、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 8 号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数であります。

よって、否決と決定いたしました。

次に、陳情第 2 号ないし第 145 号、第 151 号ないし第 280 号、第 283 号ないし第 289 号及び第 294 号ないし第 308 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、さように決しました。

次に、陳情第 293 号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。